那霸市公報

第1858号 その3

毎月2回 1, 15日発行 発 行 所 那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市総務部総務課

目 次

◇訓 令◇

()こども家庭センターなは規程 (こども政策課) ······ 380
○那覇市事務決裁規程の一部を改正する訓令(企画調整課)・・・・・・・・381
○那覇市男女共同参画行政推進委員会規程の一部を改正する訓令(企画調整課)
384
◇告示◇
○市道路線の地番訂正に関する告示(道路管理課)・・・・・・・・・・・386
○市道路線の区域変更及び供用開始に関する告示(道路管理課)・・・・・・・ 388
○市道路線の区域決定及び供用開始に関する告示(道路管理課)・・・・・・・394
○市道路線の区域変更及び供用開始に関する告示(道路管理課)・・・・・・・397
○市道路線の区域決定及び供用開始に関する告示(道路管理課)・・・・・・・ 403
○固定資産の価格等の登録について(資産税課)・・・・・・・・・・・・・407
○包括外部監査契約及び包括外部監査人の資格を証する書面等に関する閲覧について (企画調整課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
○貸切バス乗降場駐車料の収納事務委託について(観光課)・・・・・・・・・409
○市町村事務の委託について (ちゃーがんじゅう課) ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 410
○那覇市保育所保育料等の収入事務委託について(こどもみらい課)・・・・・・ 411
○那覇市母子父子寡婦福祉資金貸付金未収金回収事務の指定公金事務取扱者への委託について(子育て応援課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
○那覇市営住宅使用料等徴収業務委託について(市営住宅課)・・・・・・・・・・・413
○那覇市営住宅使用料等集金代行業務委託について(市営住宅課)・・・・・・・ 414

加 朝 川 公 報 第1000万 2024 (予和6) 平4月15日
○那覇市市有地賃貸借料滞納繰越分の未収金集金代行事務の指定公金事務取扱者への委託について(管財課)····································
○那覇市公設市場使用料等の集金代行業務委託について(なはまち振興課)・・416
◇消防局訓令◇
○那覇市危険物流出事故の調査に関する規程の一部を改正する訓令・・・・・・・ 417
○那覇市火災予防査察規程の一部を改正する訓令・・・・・・・・・・・ 421
○那覇市火災予防違反処理規程の一部を改正する訓令・・・・・・・・・・・ 432
◇上下水道局規程◇
○那覇市上下水道局債権の管理に関する規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
○那覇市上下水道局局議規程の一部を改正する規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
○那覇市上下水道局備品規程の一部を改正する規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
○那覇市上下水道局徴収事務委託規程の一部を改正する規程・・・・・・・・ 446
○那覇市上下水道局契約事務規程の一部を改正する規程・・・・・・・・・ 452
○那覇市上下水道局会計規程の一部を改正する規程・・・・・・・・・・ 455
○那覇市上下水道局会計年度任用職員の給与等に関する規程の一部を改正する規程 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
◇上下水道局告示◇
○令和6年度水道メーターの賠償額について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
○那覇市排水設備指定工事店の有効期間満了について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
◇教育委員会規則◇
○那覇市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則・・・・・・・ 464
○特別の勤務に従事する那覇市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則の一部を 改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

◇教育委員会訓令◇

○那覇市教育委員会教育長事務決裁規程の一部を改正する訓令・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	470
◇選挙管理委員会告示◇	
○那覇市選挙管理委員会委員長の退職について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	473
○那覇市選挙管理委員会委員長及び同職務代理者の住所及び氏名について・・・・ 4	474
◇監査委員告示◇	
○那覇市監査委員監査基準の一部を改正する基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	475

訓令

那覇市訓令第3号 令和6年3月29日 公 表 済

こども家庭センターなは規程を次のように定める。

那覇市長 知念 覚

こども家庭センターなは規程

(設置)

第1条 児童及び妊産婦の福祉並びに母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うため、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第10条の2第1項のこども家庭センターとして、こども家庭センターなは(以下「センター」という。)を設置する。

(組織)

- 第2条 センターは、次に掲げる課により組織する。
 - (1) こどもみらい部こどもえがお相談課
 - (2) 健康部地域保健課(母子保健法(昭和40年法律第141号)第22条第1項各号に掲げる事業を所管する部分に限る。)
- 2 センターにセンター長を置き、こどもみらい部に置かれる参事をもって充てる。 (補則)
- 第3条 この訓令に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、市長が定める。

付 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

那覇市訓令第4号 令和6年3月29日 公 表 済

那覇市事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市長 知念 覚

那覇市事務決裁規程の一部を改正する訓令

那覇市事務決裁規程(1971年那覇市訓令第8号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後		
[別表第3 別記]	[別表第3 別記]		

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 3 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係るけい線に対応する改正部分 及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係 るけい線を加える。

付 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表第3(第5条関係)

個別専決事項

所属	事項	専決者
[略]		
平和交流・男	[略]	
女参画課	那覇軍港の <u>跡地利用の基本政策</u> に関すること。	[略]
	[略]	
[略]		
文化振興課	那覇文化芸術劇場なは一と <u>及び那覇市民会館</u> の施設及び附属設備の利用許可及び許可の取消し等に関すること。	[略]
	那覇文化芸術劇場なは一と <u>及び那覇市民会館</u> の使用料及びその 還付に関すること。	[略]
	那覇文化芸術劇場なは一と <u>及び那覇市民会館</u> の特別の設備の許可に関すること。	[略]
	那覇文化芸術劇場なは一との入場の制限 <u>及び那覇市民会館の入</u> 館の禁止等に関すること。	[略]
[略]		
公園管理課	[略]	
まちなみ整	[略]	
備課		
[略]		
建築指導課	[略]	

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律 第53号)に基づく判定及び認定に関すること。

[改正後 別記] 別表第3(第5条関係)

個別専決事項

所属	事項	専決者
[略]		
平和交流・男	[略]	
女参画課	那覇軍港の移設に関すること。	[略]
	[略]	
[略]		
文化振興課	那覇文化芸術劇場なは一との施設及び附属設備の利用許可及び	[略]
	許可の取消し等に関すること。	
	那覇文化芸術劇場なは一との使用料及びその還付に関すること。	[略]
	那覇文化芸術劇場なは一との特別の設備の許可に関すること。	[略]
	那覇文化芸術劇場なは一との入場の制限に関すること。	[略]
[略]		
公園管理課	[略]	
技術総務課	那覇軍港の跡地の利用に関すること。	<u> </u>
まちなみ整	[略]	
備課		
[略]		
建築指導課	[略]	
	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法	[略]
	律第53号)に基づく判定及び認定に関すること。	

那覇市男女共同参画行政推進委員会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市長 知 念 覚

那覇市教育委員会教育長 山 城 良 嗣

那覇市男女共同参画行政推進委員会規程の一部を改正する訓令

那覇市男女共同参画行政推進委員会規程(平成15年那覇市訓令第16号、那覇市教育委員会 教育長訓令第4号、那覇市立病院管理規程第32号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(幹事会)	(幹事会)
第6条 [略]	第6条 [略]
2 [略]	2 [略]
3 幹事長に総務部副部長、副幹事長に平和 交流・男女参画課長、幹事に次の課に属 する者で幹事長が指名した者及び委員長 がその都度必要と認める者をもって充て る。	3 [略]
人事課 企画調整課 財政課 市民生活 安全課 商工農水課 環境政策課 福祉 政策課 ちゃーがんじゅう課 健康増進 課 こども政策課 こどもみらい課 こ ども教育保育課 <u>子育て応援課</u> 都市計 画課 消防局総務課 上下水道局総務課 教育委員会総務課 学校教育課	人事課 企画調整課 財政課 市民生活 安全課 商工農水課 環境政策課 福祉 政策課 ちゃーがんじゅう課 健康増進 課 こども政策課 こどもみらい課 こ ども教育保育課 子育て応援課 こども えがお相談課 都市計画課 消防局総務 課 上下水道局総務課 教育委員会総務 課 学校教育課
4~6 [略]	4~6 [略]

備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

付 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

告示

那覇市告示第 588 号 令和 6 年 3 月 26 日 掲 示 済

市道路線の地番訂正に関する告示

道路法(昭和27年法第180号)第8条第1項の規定に基づき市道に認定された 路線について、次のように訂正する。

その関係図面は、告示の日から2週間、那覇市都市みらい部道路管理課において、一般の縦覧に供する。

那覇市長 知念 覚

1. 地番訂正する路線

整理	路線名		起点	備考	
番号	2H W. H		終点 	VII3 3	
		新	字田原 240 番 11		
51	田匠心结形始		~字小禄 815 番 3		
51	田原小禄西線	旧	字田原 225 番 4		
			~字小禄 815 番 3		
		新	宇栄原1丁目1420番		
 	安沙西田西 纳		~宇栄原1丁目1255番1		
50	宇栄原田原線	旧	字宇栄原 1420 番		
			~字宇栄原 1255 番 1		
			新	宇栄原2丁目842番2	
1015	田匠7只		~宇栄原2丁目842番1		
1017	1017 田原 7 号		字小禄 842 番 2		
			~字小禄 842 番 1		
		新	字小禄 834 番 1		
1040	□ 00 Et 1.		~字小禄 822 番 13		
1040	小禄 23 号	旧	字小禄 843 番		
			~字小禄 822 番 13		
0040		新	宇栄原1丁目212番8		
			~宇栄原1丁目197番5		
2349	宇栄原 71 号	旧	宇栄原1丁目212番8		
			~宇栄原1丁目196番2		

安謝 20 号 (歩)	新	安謝2丁目32番2 ~安謝2丁目32番3		
			旧	字安謝~字安謝
1000	安謝 41 号	新	安謝1丁目517番3 ~安謝1丁目17番1	
1832	(歩)	旧	字安謝~字安謝	
1076	古島 61 号	新	銘苅1丁目1番8 ~銘苅1丁目1番7	
1976	(歩)	旧	字古島~字古島	
1071	真嘉比 82 号	新	おもろまち4丁目20番7 〜おもろまち4丁目20番6	
1971	(歩)	旧	字真嘉比252番50 ~字真嘉比313番 7	

那覇市告示第 589 号 令和 6 年 3 月 26 日 掲 示 済

市道路線の区域変更及び供用開始に関する告示

道路法(昭和27年法第180号)第18条の規定に基づき、本告示の日をもって市 道路線を次のように区域変更及び供用開始する。

その関係図面は、告示の日から2週間、那覇市都市みらい部道路管理課において、一般の縦覧に供する。

那覇市長 知念 覚

1. 区域変更する路線

	2及 史リ 3 昭彦					
整理 番号	路線名	区間	延 長 (m)		幅員 (m)	備考
51		字田原 240 番 11	新	437. 1	13. 0	
51	田原小禄西線	~字小禄 815 番 3	旧	445. 3	8. 1 \sim 17. 6	
50	学 学原田	宇栄原1丁目1420番	新	858. 2	5. 9 ~14. 0	
50	50 宇栄原田原線	^{- 原田原緑} 〜宇栄原1丁目 1255 番1	旧	859. 4	5.9 \sim 17.6	
1471		字田原 193 番 3 ~字田原 231 番 7	新	276. 2	4. 2 ~5. 7	
1471	田原南線		旧	277. 9	$ \begin{array}{c} 4.0 \\ \sim 7.1 \end{array} $	
1017	1017 田原7号	宇栄原2丁目842番2	新	26. 5	5. 3	
1017		テーニー 〜宇栄原2丁目842番1 「 	旧	27. 7	5.3 ~6.4	
1601	田原 46 号	字田原 231 番 8	新	99. 2	4. 0	
1691 田原 46	四原 40 万	~字田原 231 番 1	旧	102	4. 0	

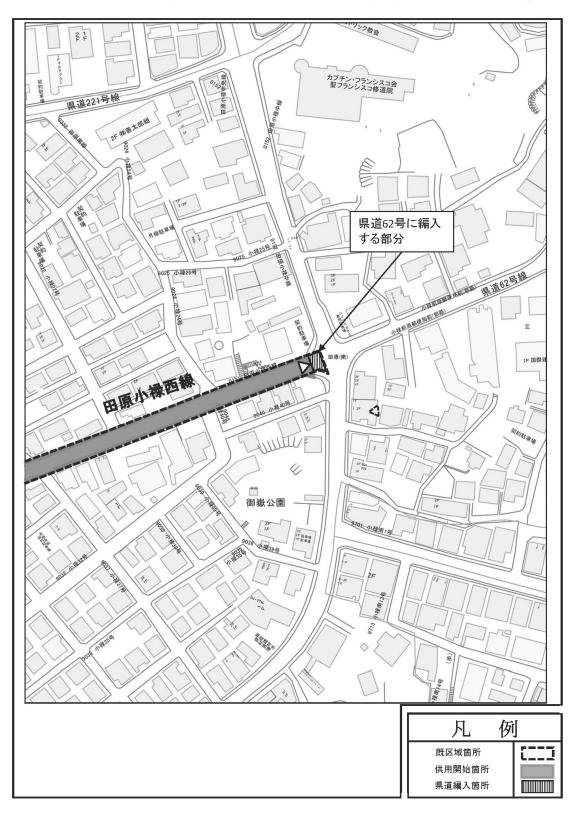
			立し.			
1472	小禄西線	宇栄原2丁目895番4	新	186. 7	6. 2	
1412	1112 / / / / / / / / / / / / / / / / / /	~宇栄原2丁目842番5	旧	193. 0	9.7 ~ 12.2	
	I IZ as E	字小禄 843 番 18	新	39. 9	3. 9	
1048	小禄 31 号	~字小禄 843 番 15	旧	42. 3	3.8 ~4.3	
	1 17 00 0	字小禄 882 番	新	172. 9	4. 2 ~5. 9	
1050	小禄 33 号	~字小禄 843 番 17	旧	175. 2	5. 5 ~6. 7	
	1 17 00 17	字小禄 834 番 1	新	177. 3	3. 5 ~5. 1	
1040	小禄 23 号	~字小禄 822 番 13	旧	180. 3	4. 0 ~8. 2	
1054	1 47 07 0	字小禄 884 番 12	新	158. 4	3.9 ~5.4	
1054	小禄 37 号	~字小禄 847 番 18	旧	160. 5	4.8 ~7.5	
1000	.1 13 00 🗖	字田原 204 番	新	192. 0	6. 4	
1039	小禄 22 号	ラー ~字小禄 820 番 10	旧	194. 6	6. 7 ~10. 4	
1040	1 ta eo E	字小禄 863 番 1	新	213. 9	7. 3	
1049	小禄 32 号	~字小禄 880 番 4	旧	215. 9	6.8 ~8.4	
10/5		字小禄 820 番 12	新	147.8	4. 0 ~6. 5	
1041	小禄 24 号	小禄 24 号 ~字小禄 822 番 17	IΒ	150. 4	3. 4 ~10. 5	

2. 供用開始する路線

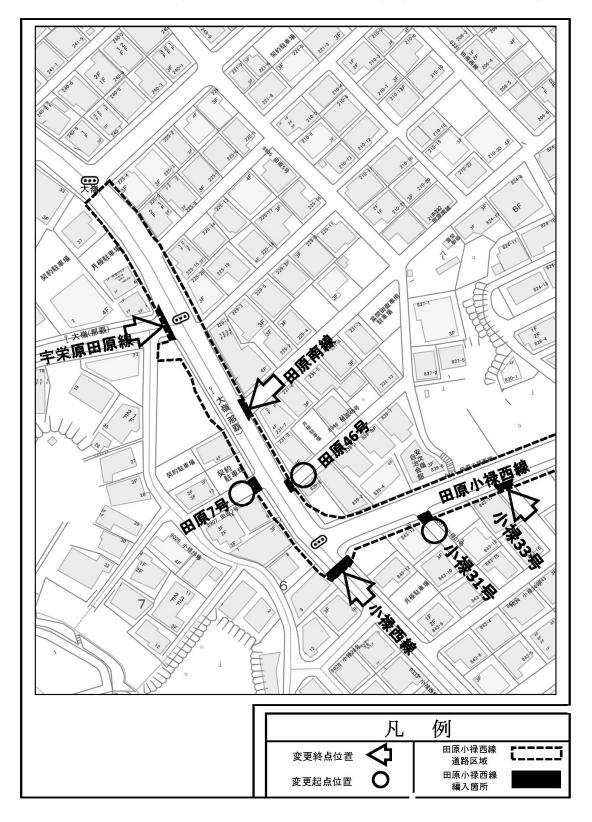
整理番号	路線名	区間	延 長 (m)	標準幅員 (m)	備考
51	田原小禄西線	字田原 240 番 11 ~字小禄 815 番 3	437. 1	13. 0	
50	宇栄原田原線	字栄原 1 丁目 1420 番 ~宇栄原 1 丁目 1255 番 1	858. 2	5. 9 ~14. 0	
1471	田原南線	字田原 193 番 3 ~字田原 231 番 7	276. 2	4. 2 ~5. 7	
1017	田原 7 号	字栄原 2 丁目 842 番 2 ~字栄原 2 丁目 842 番 1	26. 5	5. 3	
1691	田原 46 号	字田原 231 番 8 ~字田原 231 番 1	99. 2	4. 0	
1472	小禄西線	字栄原 2 丁目 895 番 4 ~字栄原 2 丁目 842 番 5	186. 7	6. 2	
1048	小禄 31 号	字小禄 843 番 18 ~字小禄 843 番 15	39. 9	3. 9	
1050	小禄 33 号	字小禄 882 番 ~字小禄 843 番 17	172. 9	4. 2 ~5. 9	
1040	小禄 23 号	字小禄 834 番 1 ~字小禄 822 番 13	177. 3	3.5 ~5.1	
1054	小禄 37 号	字小禄 884 番 12 ~字小禄 847 番 18	158. 4	3.9 ~5.4	
1039	小禄 22 号	字田原 204 番 ~字小禄 820 番 10	192. 0	6. 4	
1049	小禄 32 号	字小禄 863 番 1 ~字小禄 880 番 4	213. 9	7.3	

1041	小禄 24 号	字小禄 820 番 12 ~字小禄 822 番 17	147.8	4.0 ~6.5	
------	---------	-------------------------------	-------	-------------	--

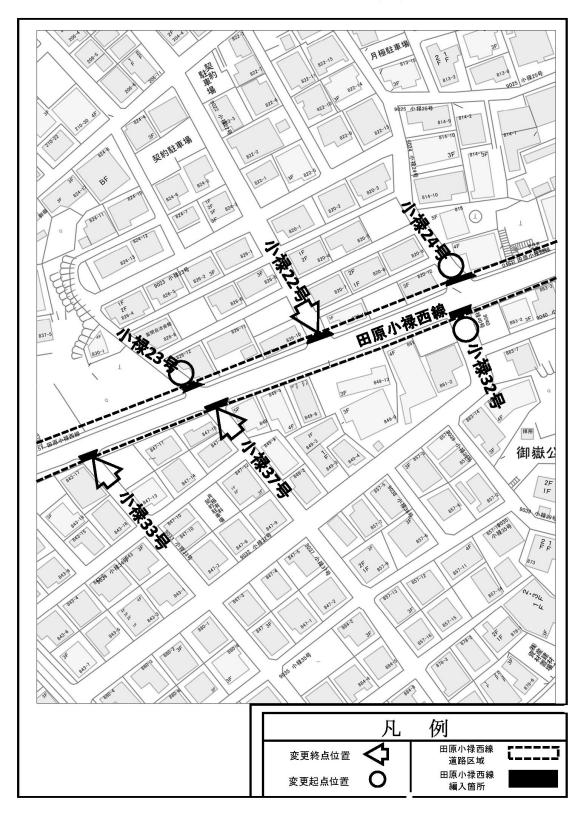
市道路線の区域変更及び供用開始位置図(参考図①)



市道路線の区域変更及び供用開始位置図(参考図②)



市道路線の区域変更及び供用開始位置図(参考図③)



那覇市告示第 590 号 令和 6 年 3 月 26 日 掲 示 済

市道路線の区域決定及び供用開始に関する告示

道路法(昭和27年法第180号)第18条の規定に基づき、本告示の日をもって市 道路線を次のように区域決定及び供用開始する。

その関係図面は、告示の日から2週間、那覇市都市みらい部道路管理課において、一般の縦覧に供する。

那覇市長 知念 覚

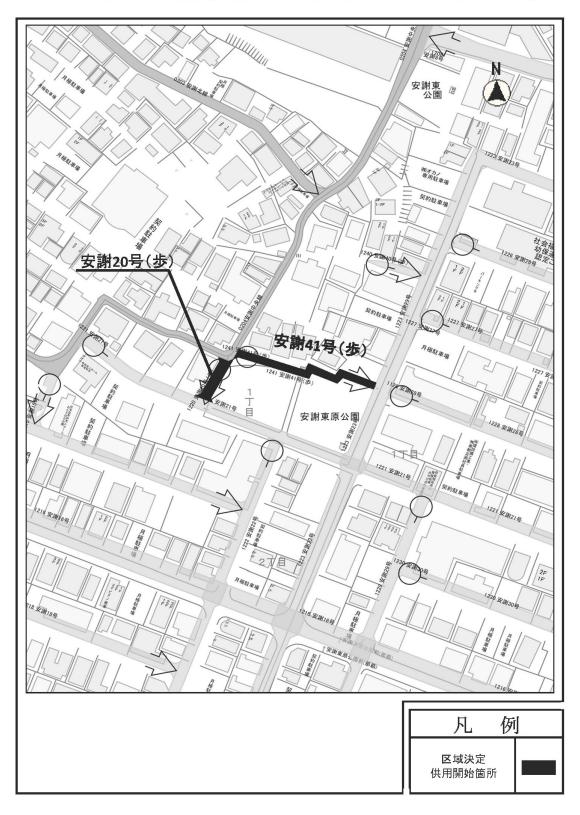
1. 区域決定する路線

整理番号	路線名	起 点 終 点	備 考
1811	安謝 20 号 (歩)	安謝 2 丁目 32 番 2 ~安謝 2 丁目 32 番 3	
1832	安謝 41 号(歩)	安謝1丁目517番3 ~安謝1丁目17番1	
1976	古島 61 号 (歩)	銘苅1丁目1番8 ~銘苅1丁目1番7	

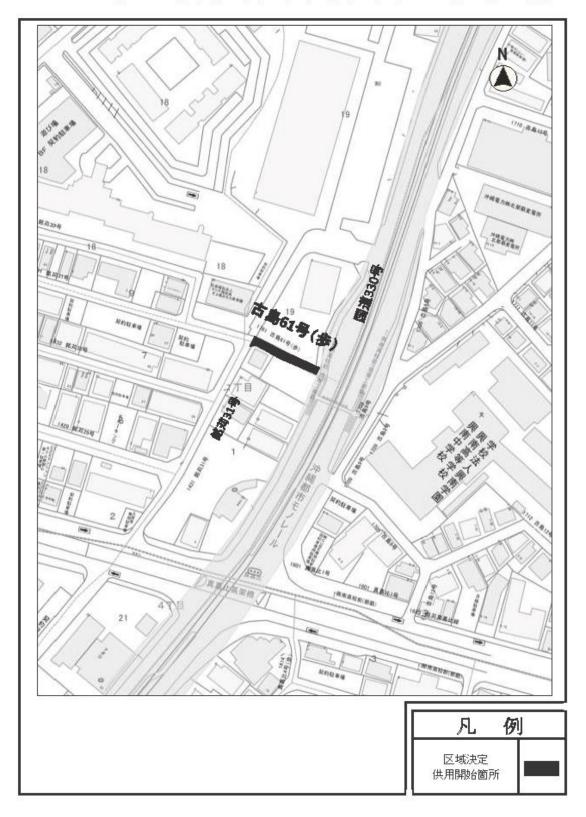
2. 供用開始する路線

整理 番号	路線名	区間	延 長 (m)	標準幅員 (m)	備考
1811	安謝 20 号 (歩)	安謝2丁目32番2 ~安謝2丁目32番3	25. 7	6. 3	
1832	安謝 41 号 (歩)	安謝1丁目517番3 ~安謝1丁目17番1	84. 2	4. 3	
1976	古島 61 号 (歩)	銘苅1丁目1番8 〜銘苅1丁目1番7	34. 9	4. 3	

市道路線の区域決定及び供用開始位置図(参考図①)



市道路線の区域決定及び供用開始位置図(参考図②)



那覇市告示第 591 号 令和 6 年 3 月 26 日 掲 示 済

市道路線の区域変更及び供用開始に関する告示

道路法(昭和27年法第180号)第18条の規定に基づき、本告示の日をもって市 道路線を次のように区域変更及び供用開始する。

その関係図面は、告示の日から2週間、那覇市都市みらい部道路管理課において、 一般の縦覧に供する。

那覇市長 知念 覚

1. 区域変更する路線

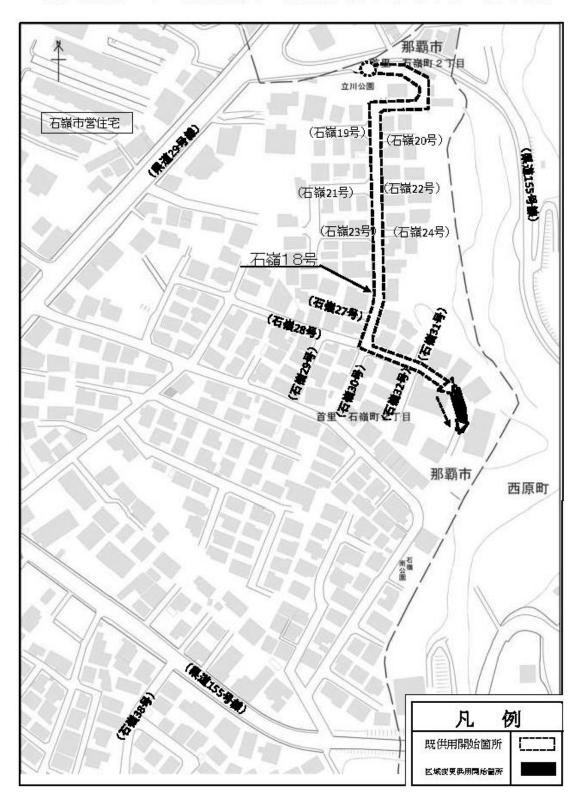
整理番号	路線名	区間		3			幅 員 (m)	備 考 (m)
1185 石嶺	105		新 首里石嶺町2丁目150番9 ~首里石嶺町2丁目166番38		303.1 6.		6.2	
	石嶺18号 -	旧	首里石嶺町2丁目150番9 ~首里石嶺町2丁目166番33		281.8		6.2 ~12.7	
2349	宇栄原71号	宇栄原1丁目212番8 ~宇栄原1丁目197番5		281.9		新	$3.9 \\ \sim 7.8$	
						旧	6.0	
162	162 松島松川線		松島2丁目1番23~字松川300番1		1404.2	新	25.0	道路改良に よる変更
102		四四2 1 日1 田20 - 丁亿川000田1		,	1101.2	旧	25.7	
2372	小母00旦	今	- 小禄1295番~字小禄1651番15	新	新 480.5	3.	4∼17.5	道路改良に よる変更
	小禄88号	小塚88号 子小塚1295番~子小塚1051番15		旧	466.0	6	.0~8.5	

2. 供用開始する路線

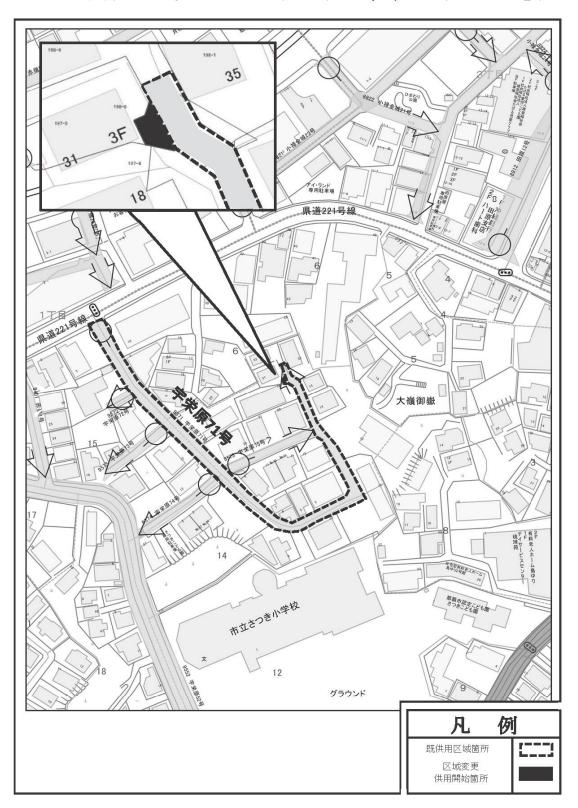
整理番号	路線名	区間	延 長 (m)	幅 員 (m)	備 考 (m)
1185	石嶺18号	首里石嶺町2丁目150番9 ~首里石嶺町2丁目166番38	303.1	6.2	
2349	宇栄原71号	宇栄原1丁目212番8 ~宇栄原1丁目197番5	281.9	3.9 ~7.8	

162	松島松川線	松島2丁目1番23~字松川300番1	1404.2	25.0	
2372	小禄88号	字小禄1295番~字小禄1651番15	480.5	3.4~17.5	

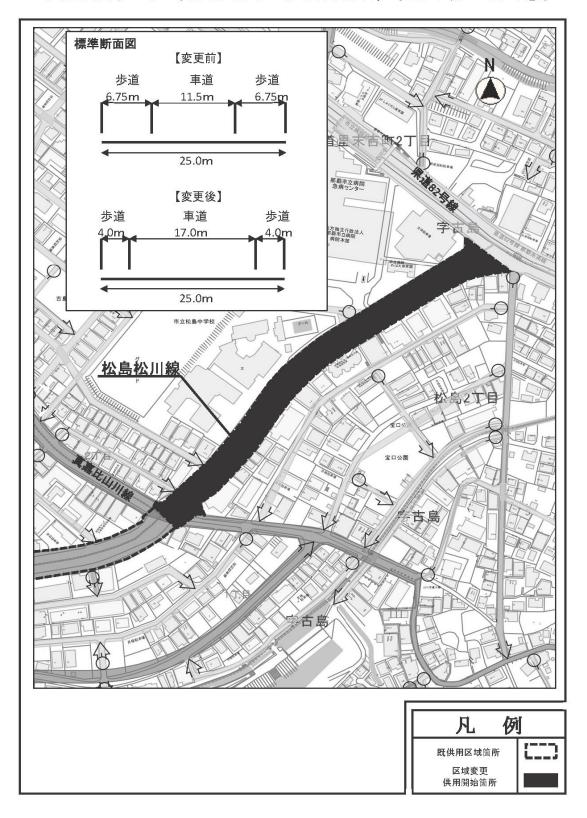
市道路線の区域変更及び供用開始位置図(参考図①)



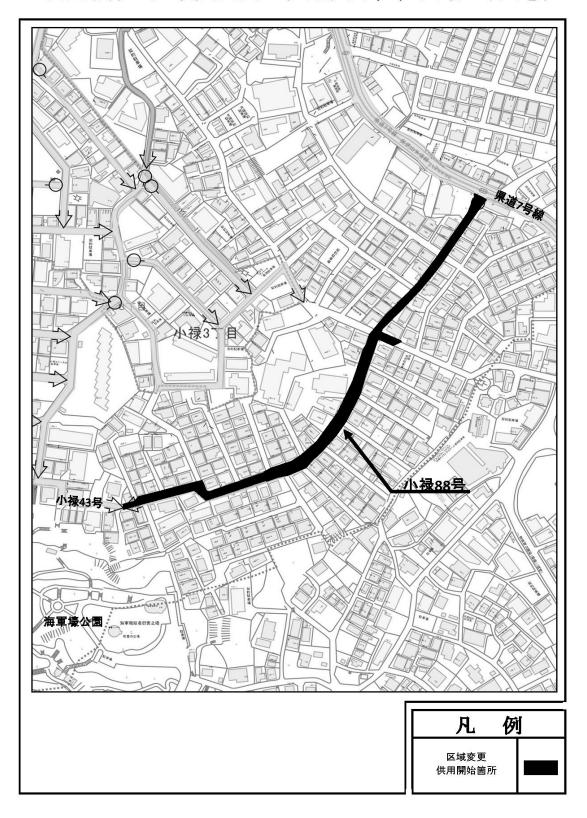
市道路線の区域変更及び供用開始位置図(参考図②)



市道路線の区域変更及び供用開始位置図(参考図③)



市道路線の区域変更及び供用開始位置図(参考図④)



那覇市告示第 592 号 令和 6 年 3 月 26 日 掲 示 済

市道路線の区域決定及び供用開始に関する告示

道路法(昭和27年法第180号)第18条の規定に基づき、本告示の日をもって市 道路線を次のように区域決定及び供用開始する。

その関係図面は、告示の日から2週間、那覇市都市みらい部道路管理課において、一般の縦覧に供する。

那覇市長 知念 覚

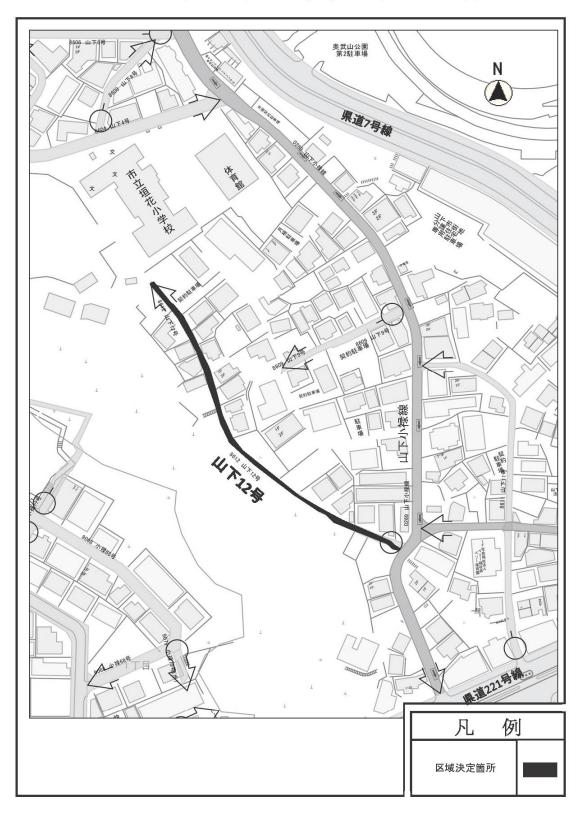
1. 区域決定する路線

整理 番号	路線名	起 点 終 点	備考
1222	山下 12 号	字小禄 1535 番 ~山下町 250 番 1	
1173	山川 10 号	首里山川町2丁目50番 ~首里山川町2丁目43番2	

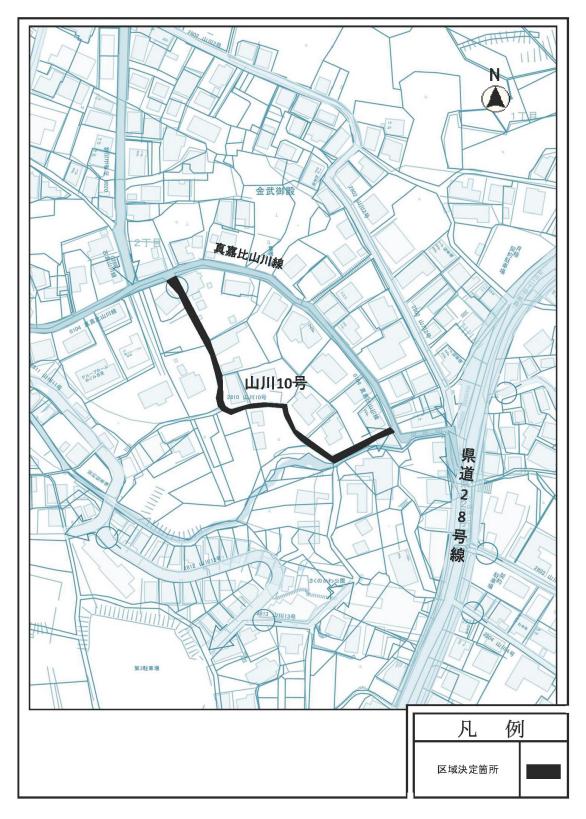
2. 供用開始する路線

整理番号	路線名	区	間	延 長 (m)	標準幅員 (m)	備考
934	国場 6 号	古波蔵1丁目39~字国	6番1 場 1182番8	465. 4	6. 2	

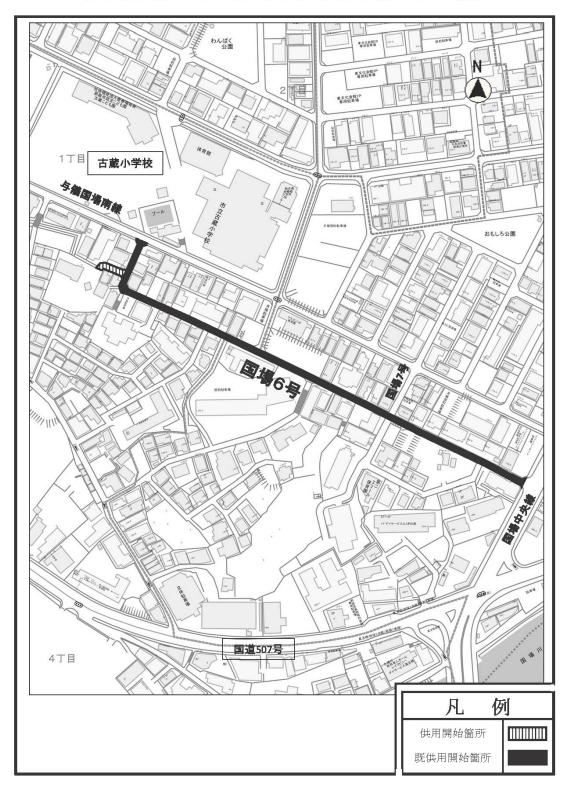
市道路線の区域決定位置図(参考図①)



市道路線の区域決定位置図(参考図②)



市道路線の供用開始位置図(参考図③)



那覇市告示第 597 号 令和 6 年 3 月 28 日 掲 示 済

固定資産の価格等の登録について

地方税法(昭和25年法律第226号)第411条第2項の規定により、令和6年度の固定資産税に係る固定資産の価格等を令和6年3月28日に固定資産課税台帳に登録したので、告示します。

那覇市長 知念 覚

那覇市告示第1号 令和6年4月1日 掲 示 済

包括外部監査契約及び包括外部監査人の資格を証する書面等に関する閲覧について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 36 第 1 項の規定に基づき、同法第 252 条の 27 第 2 項に規定する包括外部監査契約を次のとおり締結したので、同法第 252 条の 36 第 6 項に基づき告示する。

なお、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)及び那覇市外部監査契約を 締結しようとする相手方の資格を証する書面等の閲覧に関する規則(平成 25 年那 覇市規則第 55 号)に基づき、包括外部監査契約を締結した相手方の資格を証する 書面の写しを那覇市企画財務部企画調整課で閲覧に供する。

那覇市長 知念 覚

- 1 包括外部監査契約の期間の始期 令和6年4月1日
- 2 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法 基本費用及び執務費用並びに旅費等の実費の額を合計した金額に消費税の額及 び地方消費税の額を加えた金額とする。
- 3 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所
 - (1) 氏名 植松 孝則
 - (2) 住所
- 4 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払い方法 精算払いとする。ただし、契約の相手側から請求があった場合において、その 必要があると認めるときは、執務費用及び実費に相当する金額の範囲内で概算 払いをするものとする。
- 5 閲覧期間 令和6年4月1日~令和7年3月31日(那覇市の休日を定める条例(平成3年那覇市条例第33号)第1条に規定する休日以外の日の午前8時30分~午後5時15分までとする)
- 6 閲覧申請 資格書面等を閲覧しようとする者は、外部監査人資格書面申請書を 市長に申請するものとする。

那覇市告示第 24 号 令和 6 年 4 月 1 日 掲 示 済

貸切バス乗降場駐車料の収納事務委託について

標記の件について、地方自治法施行令第243条の2第2項及び那覇市会計規則第34条第2項により告示する

那覇市長 知念 覚

1 委託事務の名称 貸切バス乗降場駐車料収納事務委託

2 受託者の住所 東京都千代田区神田神保町2丁目4番地

東京建物神保町ビル

3 受託者の名称 日本パーキング株式会社

代表取締役 玉井 克彦

4 指定日 令和6年4月1日

5 委託期間 令和6年4月1日~令和7年3月31日

那覇市告示第 35 号 令和 6 年 4 月 1 日 掲 示 済

市町村事務の委託について

みだしのことについて、介護保険法第24条の2第5項及び介護保険法施行規則第34条の6第1項に基づき次のとおり告示する。

那覇市長 知念 覚

1. 市町村事務受託事務所の名称及び所在地

名 称 : 特定非営利活動法人 介護と福祉の調査機関おきなわ

所在地 :沖縄県那覇市西2丁目4番3号 クレスト西205

2. 委託する市町村事務受託法人の名称及び所在地並びに代表者氏名

名 称 : 特定非営利活動法人 介護と福祉の調査機関おきなわ

代表者 : 理事長 堀川 美智子

所在地 : 沖縄県那覇市西2丁目4番3号 クレスト西205

3. 委託する期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

- 4. 委託する市町村事務の内容 介護保険法第24条の2第1項第1号に規定する事務 (照会等事務)
- 5. 居宅サービス等の提供の有無 無し

那覇市告示第3号 令和6年4月1日 掲 示 済

那覇市保育所保育料等の収入事務委託について

標記の件について、地方自治法第243条の2第1項の規定により告示する。

那覇市長 知念 覚

- 委託事務の名称
 那覇市保育料等収納事務委託
- 2 受託者名称及び所在地 沖縄県那覇市西1丁目19番7号 株式会社沖縄債権回収サービス 代表取締役社長 宮城 博
- 3 指定日 令和6年4月1日
- 4 委託期間 令和6年4月1日 ~ 令和7年3月31日

那覇市告示第 25 号 令和 6 年 4 月 1 日 掲 示 済

那覇市母子父子寡婦福祉資金貸付金未収金回収事務の指定公金事務取扱 者への委託について

地方自治法第243条の2第1項の規定により収納の事務を委託したので、同条第2項の規定により次のとおり告示します。

那覇市長 知念 覚

- 1 件 名 母子父子寡婦福祉資金貸付金未収金回収業務
- 2 委託業者 名 称 株式会社沖縄債権回収サービス 所在地 那覇市西1丁目19番7号 フェアービル 代表者 代表取締役社長 宮城 博
- 3 委託した収納の事務に係る歳入 母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金
- 4 指定日 令和6年3月18日
- 5 委託日 令和6年4月1日
- 6 委託期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

那覇市告示第 26 号 令和 6 年 4 月 1 日 掲 示 済

那覇市営住宅使用料等徴収業務委託について

地方自治法第243条の2第2項により、次のとおり委託したので告示する。

那覇市長 知念 覚

- 1 件名 市営住宅使用料等徴収業務委託
- 2 委託先 名 称 下地 克枝

住 所

名 称 田中 君枝

住 所

- 3 委託した収納の事務に係る歳入 市営住宅使用料および延滞金
- 4 指定日 令和6年3月28日
- 5 委託日 令和6年4月1日
- 6 委託期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

那覇市告示第 27 号 令和 6 年 4 月 1 日 掲 示 済

那覇市営住宅使用料等集金代行業務委託について

地方自治法第243条の2第2項により、次のとおり委託したので告示する。

那覇市長 知念 覚

- 1 件名 市営住宅使用料等徴収業務委託
- 2 委託業者 名 称 株式会社沖縄債権回収サービス 所在地 那覇市西1丁目19番7号 フェアービル 代表者 代表取締役社長 宮城 博
- 3 委託した収納の事務に係る歳入 市営住宅使用料および延滞金
- 4 指定日 令和6年3月28日
- 5 委託日 令和6年4月1日
- 6 委託期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

那覇市告示第 43 号 令和 6 年 4 月 2 日 掲 示 済

那覇市市有地賃貸借料滞納繰越分の未収金集金代行事務の指定公金事務 取扱者への委託について

地方自治法第243条の2第1項の規定により収納の事務を委託したので、同条第2項の規定により次のとおり告示します。

那覇市長 知念 覚

- 1 件 名 市有地賃貸借料滞納繰越分の未収金の集金代行業務委託
- 2 委託業者 名 称 株式会社沖縄債権回収サービス 所在地 那覇市西1丁目19番7号 代表者 代表取締役社長 宮城 博
- 3 指定日 令和6年4月1日
- 4 委託期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日

那覇市告示第67号 令和6年4月15日

那覇市公設市場使用料等の集金代行業務委託について

標記の件について、地方自治法第243条の2第2項により告示する。

那覇市長 知念 覚

- 1 件 名 那覇市公設市場使用料等集金代行業務委託
- 2 受託業者 那覇市西1丁目19番7号 株式会社沖縄債権回収サービス 代表取締役社長 宮城 博
- 3 指定日 令和6年4月1日
- 4 委託期間 令和6年4月1日~令和7年3月31日

消防局訓令

那覇市消防局訓令第4号 令和6年3月25日 公 表 済

那覇市危険物流出事故の調査に関する規程の一部を改正する訓令を次のように 定める。

那覇市消防局局長 照屋 雅浩

那覇市危険物流出事故の調査に関する規程の一部を改正する訓令

那覇市危険物流出等の事故の調査に関する規程(平成22年那覇市消防本部訓令第3号)の 一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[第3号様式 別記]	[第3号様式 別記]
[第4号様式 別記]	[第4号様式 別記]

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を 当該改正後部分に改める。
- 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。

付 則

この訓令は、令和6年3月25日から施行する。

「改正前 別記〕

第3号様式(第11条関係)

「略

(教示)

1 不服申立て

この処分に不服がある<u>場合には</u>、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60日以内に、那覇市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があった ことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2 処分の取消しの訴え

この処分については、この処分(この処分について上記1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決。以下同じ。)があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に那覇市を被告として(訴訟において那覇市を代表する者は、那覇市長となります。)、那覇地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。「略]

「改正後 別記]

第3号様式(第11条関係)

「略]

1 審查請求

この処分に<u>ついて</u>不服がある<u>ときは</u>、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、書面で那覇市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処

分があったことを知った日の翌日から起算して<u>3月</u>以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、審査請求をすることができなくなります。

2 処分の取消しの訴え

この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に那覇市を被告として(<u>那覇市長が被告の代表者となります。</u>)提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

3 審査請求をした場合における処分の取消しの訴えの出訴期間

第1項の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、前項の規定にかかわらず、 その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起す ることができます。なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内 であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分 の取消しの訴えを提起することができなくなります。

「改正前 別記]

第4号様式(第12条関係)

「略

(教示)

1 不服申立て

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60日以内に、那覇市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があった ことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2 処分の取消しの訴え

この処分については、この処分(この処分について上記1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決。以下同じ。)があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に那覇市を被告として(訴訟において那覇市を代表する者は、那覇市長となります。)、那覇地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。「略〕

「改正後 別記]

第4号様式(第12条関係)

[略]

1 審查請求

この処分に<u>ついて</u>不服がある<u>ときは</u>、この処分があったことを知った日の翌日から起算して <u>3月</u>以内に、<u>書面で</u>那覇市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>3月</u>以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると<u>原則として、審査請求</u>をすることができなくなります。

2 処分の取消しの訴え

この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に那覇市を被告として(<u>那覇市長が被告の代表者となります。</u>)提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

3 審査請求をした場合における処分の取消しの訴えの出訴期間

第1項の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、前項の規定にかかわらず、 その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起す ることができます。なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内 であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分 の取消しの訴えを提起することができなくなります。

那覇市消防局訓令第5号 令 和 6 年 3 月 25 日 公 表 済

那覇市火災予防査察規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市消防局局長 照屋 雅浩

那覇市火災予防査察規程の一部を改正する訓令

那覇市火災予防査察規程(平成31年那覇市消防局訓令第6号)を次のように改正する。

改正前

(趣旨)

第1条 この訓令は、消防法(昭和23年法律 第186号。以下「法」という。)第4条、第 16条の5の規定に基づき、市民の生命、身 体及び財産を火災から保護するために消 防職員が行う査察に関し、必要な事項を 定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 用語の意義は、次に定めるところに よるものとする。

 $(1) \sim (4)$ 「略]

- (5) 関係者とは、消防対象物の所有者、 管理者又は占有者をいう。
- (6) 小隊査察とは、ポンプ車等の消防隊 をもって行う査察をいう。
- 2 前項に定めるもののほか、この訓令にお いて使用する用語の意義は、法の例によ る。_

(実施範囲)

- 第8条 査察員の実施する査察範囲は、次の 第8条 [略] 各号に掲げる査察員の区分に応じ、当該 各号に定めるとおりとする。
 - (1) [略]
 - (2) 署査察員 査察対象物のうちA群 (防火対象物等)の欄に掲げるものとす る。

(小隊査察)

第9条 小隊査察は、業務出向のうち事業所 における訓練指導、その他出動等の機会 をとらえて効率的に実施するものとす

(査察計画の策定)

第10条 「略]

2 予防課長又は署長は、前項の重点実施事 2 予防課長又は署長は、前項の重点実施事 項をもとに、翌年度の査察計画を策定す

改正後

(趣旨)

第1条 この訓令は、消防法(昭和23年法律 第186号。以下「法」という。)第4条又は 第16条の5の規定に基づき、市民の生命、 身体及び財産を火災から保護するために 消防職員が行う査察に関し、必要な事項 を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この訓令において使用する用語は、 法において使用する用語の例によるほ か、次の各号に定めるところによる。

 $(1) \sim (4)$ 「略]

(実施範囲)

- (1) [略]
- (2) 署査察員 査察対象物のうち別表A <u>群(防火対象物等)</u>の欄に掲げるものと する。

(小隊査察)

第9条 小隊査察(ポンプ車等の消防隊をも って行う査察をいう。第13条第2号におい て同じ。)は、次条の査察計画に基づき効 率的に立入検査を実施するものとする。

(査察計画の策定)

第10条 [略]

項をもとに、翌年度の査察計画を策定し、

るものとする。

3 予防課長又は署長は、前項の規定により 査察計画を策定したときは、毎年3月末ま でに局長に報告するものとする。

4 [略]

- 5 予防課長又は署長は、第2項又は前項の 規定により査察計画を策定するときは、 相互に調整し、計画の実効性を確保しな ければならない。
- 6 予防課長又は署長は、査察計画の策定に 5 予防課長又は署長は、査察計画の策定に 際しては、施設の自主管理状況、防火管 理、保安監督等の届出の状況、過去の査 察結果等を総合的に判断し、査察対象物 の危険状態に応じて査察順位を考慮する ものとする。

<u>7</u> [略]

(査察員の編成)

- 第11条 査察は、消防司令補以上の階級に ある査察員を長とした編成で行うものと す<u>る。</u>
- 2 前項の規定にかかわらず、局長又は署長 は、必要に応じて消防士長を査察員の長 として指定することができる。

(査察の留意点)

- 第13条 査察員は、常に査察上必要な知識 の習得及び査察技術の向上に努め、査察 に当たっては、法第4条又は法第16条の5 の規定によるほか、次の事項に留意しな ければならない。
 - (1) 「略]
 - (2) 服装は制服とする。ただし、小隊査 察の場合又は査察対象物の状況により 査察員の安全管理上制服が適当でない と認められる特別の事情がある場合 は、この限りでない。
 - (3)~(5) [略]
 - (6) 正当な理由がなく立入検査を拒み、 妨げ又は忌避する者がある場合は、立 入検査の趣旨を十分説明し、なお応じ

毎年3月末までに局長に報告するものと する。

3 [略]

- 4 予防課長又は署長は、前2項の規定によ り査察計画を策定するときは、相互に調 整し、計画の実効性を確保しなければな らない。
- 際しては、施設の自主管理状況、防火管 理者又は保安監督者の届出等の状況、過 去の査察結果等を総合的に判断し、査察 対象物の危険状態に応じて査察順位を考 慮するものとする。

<u>6</u> [略]

(査察員の編成)

第11条 査察は、消防士長以上の階級にあ る査察員を長とした2人以上で行い、査察 対象物の業態、規模等から判断し必要な 人数で行うものとする。

(査察の留意点)

第13条 [略]

(1) 「略]

- (2) 服装は、制服を着用すること。ただ し、小隊査察の場合又は査察対象物の 状況により査察員の安全管理上制服が 適当でないと認められる特別の事情が ある場合は、この限りでない。
- (3)~(5) [略]
- (6) 正当な理由がなく立入検査を拒み、 妨げ又は忌避する者がある場合は、立 入検査の趣旨を十分説明し、なお応じ

ないときは、関係者の忌避等の理由を 確認するとともに、その旨を上司に報 告し指示を受けること。

 $(7) \sim (8)$ 「略]

(9) 査察対象物の業態、規模等から判断 して必要な人員編成で実施すること。

(10)~(11) [略]

(事後の確認)

- 第16条 前条の規定に基づき通知した立入 検査結果通知書により是正を指示した不 備事項等について、関係者に対し改修等 報告書(第4号様式)により、次に掲げる事 項の報告を行わせるものとする。ただし、 内容が軽微なものについては、口頭によ ることができるものとする。
- 2 改修等報告書は、前条に規定する立入検 2 改修等報告書は、第15条に規定する立入 査結果通知書に添付するものとする。

3~5 「略]

(防火対象物台帳の作成及び整理)

- おいて、防火対象物施設台帳(以下「防火 対象物台帳」という。)が作成されていな い場合は、新規で作成し整備しておくも のとする。
- 2 「略]

(資料の提出等)

第23条 [略]

第1項又は同第16条の5第1項の規定に基 づき、資料提出命令書(第6号様式)により 提出を求めるものとする。

(報告の徴収等)

第24条 [略]

第1項又は同第16条の5第1項の規定に基 づき、報告徴収書(第7号様式)により報告 を求めるものとする。

[第2号様式 別記]

[第3号様式 別記]

[第3号様式の2 別記]

ないときは、関係者の忌避等の理由を 確認し、それを記録するとともに、そ の旨を上司に報告し指示を受けるこ و ط

 $(7) \sim (8)$ 「略]

 $(9) \sim (10)$ [略]

(事後の確認)

- 第16条 第15条の規定に基づき通知した立 入検査結果通知書により是正を指示した 不備事項等について、関係者に対し改修 等報告書(第4号様式)により、次に掲げる 事項の報告を行わせるものとする。ただ し、内容が軽微なものについては、口頭 によることができるものとする。
- 検査結果通知書に添付するものとする。

3~5 「略〕

(防火対象物施設台帳の作成及び整備)

- 第19条 査察員は、査察を実施する時点に | 第19条 査察員は、査察を実施する時点に おいて、防火対象物施設台帳が作成され ていない場合は、新規で作成し整備して おくものとする。
 - 2 「略]

(資料の提出等)

第23条 [略]

2 前項の規定により難い場合は、法第4条 2 前項の規定により難い場合は、法第4条 第1項又は法第16条の5第1項の規定に基 づき、資料提出命令書(第6号様式)により 提出を求めるものとする。

(報告の徴収等)

第24条 「略]

2 前項の規定により難い場合は、法第4条 2 前項の規定により難い場合は、法第4条 第1項又は法第16条の5第1項の規定に基 づき、報告徴収書(第7号様式)により報告 を求めるものとする。

[第2号様式 別記]

[第3号様式 別記]

[第3号様式の2 別記]

[第6号様式	別記]	[第6号様式	別記]
[第7号様式	別記]	[第7号様式	別記]

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を 当該改正後部分に改める。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 3 条名等を「~」で結んでいる場合には、これらの条名等又はこれらの条名等及びこれ らの条名等の間にある全ての条名等を順次示したものとする。
- 4 改正前の欄中の様式(以下「改正様式」という。)及びこれに対応する改正後の欄中の (以下「改正後様式」という。)に下線が引かれた部分が全くない場合には、当該改正様 式の全部を当該改正後様式に改める。

付 則

この訓令は、令和6年3月25日から施行する。

[改正前 別記] 第2号様式(第15条関係) 「略]

立入検査結果通知書

あなたが<u>所有</u>、占有し又は管理している下記防火対象物について、 年 月 日 に消防法第4条、消防法第16条の5の規定により立入検査を実施したところ、下記指摘事項のとおり法令違反が認められるので、速やかに是正されるよう通知します。

[略]

[改正後 別記] 第2号様式(第15条関係) [略]

立入検査結果通知書

あなたが<u>所有し</u>、占有し又は管理している下記防火対象物について、 年 月 日 に消防法第4条<u>又は消防法</u>第16条の5の規定により<u>立入検査を行った結果は以下のとおりです。</u>

第3号様式(第15条関係)

年 月 日

様

那覇市消防局 階級・氏名

防火対象物立入検査結果通知書

次の対象物について、平成 年 月 日、消防法第4条に基づき立入検査を行った結果は以下のとおりです。今回の検査で不適と判定された項目については、速やかに改修し改修等報告書を下記の提出期限までに提出してください。

C (-1)正(古してく	C C V .º																	
対象	物名称																		
所 在	地(階)	那覇市								4	別表	第1	()項					
判定							検	査	項	目									
	① 防火(防災)管理者選任・選解任届出 (防火 ・ 防災) 〔法 8-1、法 36-1〕																		
	⇒ 資	格を有り	する者	を防火	(防災)管理	者に	選任し	、所載	書の∜	肖防梭	美関へ	届出	るこ	と。				
	② 防火(
	\Rightarrow	各 :	種	出	書	を見		事 の	消	防	機	関	^	届	出	る	٢	ح	0
	<u>(</u> ③ 統括	たん(たが	()管理(ア関イス	(久種)	常出() • R左红	٠,	「汝	ജനാ	进 3	6-1	1					
	⇒ ₩1101			—1 2 3)。 出											出	る	ح	ع	0
	()											Ť
	④ 那覇	市火災予	防条例	に基づ	く届出	〔条例	第57约	条~第6	62条〕										
	⇒ ()を(予	防調		所韓	の消	防署	所)	に届と	出るこ	と。		
	⑤ 防火(
		象物点																	
	⑥ 避難経路の管理 (物件の除去 ・ 防火戸の閉鎖障害) [法8の2の4、条例]																		
	⇒ 避難口、廊下、階段、避難通路の維持管理 ()																		
	⑦ 防炎対象物品の防炎規制 [法8の3] ⇒ カーテン・じゅうたん(2㎡を超えるもの)等は防炎物品を使用すること。()																		
	⇒ カーテン・じゅうたん(2㎡を超えるもの)等は防炎物品を使用すること。(⑤ 必要とされる消防用設備等(未設置・一部未設置・機能不全) [法17、条例]																		
	⇒ (1123713142	- MH 14 (71444		PPZI	т.	Nettr)								
	⑨ 重大/	な消防用	投備等	(未設	置・	過半	未設置	· 1	大な村	幾能ス	下全)	〔法	17-1	、令1	1、令	12、4	計21、	条例	列)
	\Rightarrow ()								
	⑩ 消防	用設備等	の点検	∙報告	[法17	7030	3]												
	⇒ 設	備点検	を実力	包し、そ	の結	果(総	合点	検)を	折轄(の消	防署	へ報	告す	ること					
	① 消防/																		
	→ 消	的用設	備等	の不備	事項	は早急	息に改	で修す	ること	0									
※ 上	記3、9	の設備設	置に関	しては	、消防	設備	士に依	頼し消	的法	に適	百す	るよう	こ設力	置する	3 こと	•			
そ																			
のか																			
他																			
	1.判定欄	の「○」は	適、「	×」は不	適、「	ー」は	検査オ	卡実施											
問合せ	2.改修等	報告書提	出期限	ŧ(年	月	日)扎	是出先(那覇市	ī)				
せ 先	3.今回の	検査未実	施(ハイ)	フン「-」)部分(こつい	ては、行	管理権 原	見者で)	維持智	管理し	て下さ	, \ ₀						
	4.問合せ先:電話 担当者:																		
検査立	Z会・通知 i	基受領者	職	・氏名:															
N. I. I.)+ A a r	4 at 1	Maria Sal	A 151		/ A	CPT 15	la et la S.C. d						- al-	A				

[改正後 別記]

第3号様式(第15条関係)

年 月 日

様

那覇市消防局 階級 · 氏名

防火対象物立入検査結果通知書

あなたが所有し、占有しまたは管理する防火対象物について、 年 月 日、消防法第4条に基づき立入検査を行った結果は以下のとおりです。今回の検査で不適と判定された項目については、速やかに是正し、改修等報告書を下記の提出期限までに提出してください。

対象物名称 令別表第1 ()項							
所在地(階) 那覇市 テナント用途 ()項							
判定 検 査 項 目							
① 防火(防災)管理者選任・選解任届出 (防火 ・ 防災) [法8-1、法36-1]							
⇒ 資格を有する者を防火(防災)管理者に選任し、所轄の消防機関へ届出ること。							
② 防火(防災)管理に関する各種届出 (防火 ・ 防災) [法 8-1 、 法 36-1] ⇒ 各種届出書を所轄の消防機関へ届出ること。							
一 付価用山音を引幣が1月別機関で用山ること。 ()							
③ 統括防火(防災)管理に関する各種届出 (防火 ・ 防災) [法 8 の 2 、 法 36-1]							
⇒ 各種届出書を所轄の消防機関へ届出ること。							
④ 那覇市火災予防条例に基づく届出 [条例第57条~第62条]							
⇒ ()を(予防課 ・ 所轄の消防署所)に届出ること ⑤ 防火(防災)対象物の点検・報告 (防火 ・ 防災) [法8の2の2、法36-1]	0						
③ 的次(的次)対象物の点候・報告(的次・ 的次) (在8002002、在30-1) ⇒ 対象物点検を実施し、その結果を所轄の消防署へ報告すること。							
⑥ 避難経路の管理 (物件の除去 ・ 防火戸の閉鎖障害) [法8の2の4、条例]	\neg						
⇒ 避難口、廊下、階段、避難通路の維持管理							
(
⑦ 防炎対象物品の防炎規制 [法8の3]							
⇒ カーテン・じゅうたん (2㎡を超えるもの)等は防炎物品を使用すること。 ()							
\Rightarrow ()							
③ 重大な消防用設備等(未設置・過半未設置・重大な機能不全) [法17-1、令11、令12、令21、条例]							
⇒□屋内消火栓設備 □スプリンクラー設備 □自動火災報知設備	\dashv						
⑩ 消防用設備等の点検・報告 【法 17の 3の 3】 → 設備点検を実施し、その結果(総合点検)を所轄の消防署へ報告すること。							
⑪ 消防用設備等の不備事項改修 [法17-1、法17-3]	\neg						
⇒消防用設備等の不備事項は早急に改修すること。							
※ 上記⑧、⑨の設備設置に関しては、消防設備士に依頼し消防法に適合するように設置すること。							
2							
の							
他							
1. 判定欄の「○」は適、 「×」は不適、「-」 は検査未実施、「/」」は該当なし							
2. 改修等報告書提出期限(年月日)提出先(那覇市)							
3. 問合せ先:電話 担当者:	3. 問合せ先:電話 担当者:						
検査立会・通知書受領者 職・氏名:							

[改正前 別記] 第3号様式の2(第15条関係)

署長(課長)	警備長・分署 長	司令	司令補	係

年 月 日

様

那覇市消防局 階級・氏名

防火対象物立入検査結果報告書

次の対	†象物に~	ひいて、3	平成〇()年()()月()()日、沒	第49	をに基	Ŀづき∑	乙入検査	を行っ	た結果	を報	告し	ます	0
対象	物名称															
所 在	地(階)	那覇市							令別	『表第1	()項				
判定						検	査	項	目							
	① 防火(防災)管理者選任・選解任届出 (防火 · 防災) [法 8-1、法 36-1]															
	⇒ 資	格を有す	つる者を	防火()	方災)管	理者に	選任し	、所輔	書の消	防機関へ	届出	ること。				
	② 防火(防災)管理	に関す	る各種届	出(陕	沙・『	5災)	〔法	8-1、≵	去36-1〕						
	\Rightarrow	各利	重 届	出	書 を	所 輔	_	消	防	機関	^	届 出	る	C	٢	۰
	<u> </u>	**************************************	OSSETER 1 >	目日小マ 夕	後足山) . #+:«	۲)	()+ o	<i></i>	c 1)					
	ூரு ம் ⇒	の火(め火) 各 和								の2、法3 機 関		届 出	ス	٦	بر	
	(н 1	= /ш	Щ.		721 +)	112	193	120	,	ш	2	_	_	۰
	④ 那覇ī	市火災予防	方条例に	基づく届	量出〔条	例第57	条~第	52条〕								
	\Rightarrow ()を(予	防部	ト・ 万	所轄 の消	防署	所)に届	出るこ	٤.		
	⑤ 防火(防災)対象	物の点	検・報告	(防火	• 防災	હ) ા	法80	の2の2	、法36-1	.)					
	⇒ 対	象物点	検を実	施し、	その結り	₹を所 軸	害の消	防署	へ報告	テすること	0					
								鎖障	害)	〔法8の	2の4、	. 条例]				
	→ 選	難口、廊	下、階!	没、避難	通路の	維持管	理 ()
	⑦ 防炎対象物品の防炎規制 [法8の3]															
		ーテン・じ)
	⑧ 必要 (とされる消	坊用 設(開等 (オ	ド設置・	一部末	設置	機能	不全))〔法17 、	7、条 6	列〕				
		3~W## □ #	Tu Allia Arte /		4 NR.	나	4 44		4k Ato	/ / / / /	17 1	Δ11 Δ	-10 4	<u>~</u>	A I	217
	⑨ 里人 /	よ. 目的用ま	如用寺(木成區	[• 迥-	干木散區	. · I	.人/よ1	残脂小 ())	全)〔法	17-1,	₩11, ₩	112, 9	₽ZI,	采り	רני
	-	 用設備等の	り点ね・	報告 [注	±17の3	തദി										
			.,				検)を	沂轄 。	の消防	署へ報行	告する	こと。				
	① 消防/	用設備等の	の不備事	F項改修	〔法17-	1、法17	-3]									
	⇒ 消	防用設	備等の	不備事	項は早	1急にご	女修す	ること	0							
※ 上	記8、94	の設備設	置に関し	しては、	消防設值	備士に信	女頼し消	当防法	に適合	するように	こ設置	すること				
そ																
o o																
他																
	1.判定欄	の「〇」は	商、「×	は不適	f, Г— I	は検査	卡実施									
問合		報告書提			年 月		是出先(那覇市	Ħ)				
問合せ先										埋して下さい	١,	·				
76	4.問合난			3,0			3当者:				Ÿ					
			職•∄	 												
.,,			177													

[改正後 別記] 第3号様式の2(第15条関係)

署	長	課長等	主幹等	主査等	係
4	1%	(消防司令長)	(消防司令)	(消防司令補)	N

年 月 日

那覇市消防局 階級・氏名

防火対象物立入検査結果報告書

上記の者が所有し、占有しまたは管理する防火対象物について、 年 月 日、法第4条に基づき立る検索を行った結果を報告します。

き立入	検査を行っ	った結果を報告します。						
対象	物名称		令別表第1	()項				
所在	地(階)	那覇市	テナント用途	()項				
判定	検 査 項 目							
	① 防火(防災)管理者選任・選解任届出 (防火・防災) [法8-1、法36-1]							
	⇒ 資	格を有する者を防火(防災)管理者に選任し、所轄	の消防機関へ届出	ること。				
		防災)管理に関する各種届出 (防火・防災) [法	8-1、法36-1]					
	⇒ 各種届出書を所轄の消防機関へ届出ること。 ()							
	,	5火(防災)管理に関する各種届出 (防火 ・ 防災)	〔法8の2、法36-					
		種届出書を所轄の消防機関へ届出ること。						
	()				
	l .	方火災予防条例に基づく届出 [条例第57条~第62条]	=== +++ -= 201/ E++	甲ずい。ロルフェー				
	⇒ ()を(予防課 		<u> </u>				
		防災)対象物の点検・報告 (防火 ・ 防災) 〔 法8 象物点検を実施し、その結果を所轄の消防署へ		•				
	.	経路の管理 (物件の除去 · 防火戸の閉鎖障害						
	l	難口、廊下、階段、避難通路の維持管理	, (1					
	()				
	⑦ 防炎対象物品の防炎規制 [法8の3]							
	$\rightarrow \mathcal{I} - \mathcal{I}$	テン・じゅうたん(2㎡を超えるもの)等は防炎物品を使	8用すること。)				
	<u> </u>	・ される消防用設備等 (未設置 ・ 一部未設置 ・ 機能 ²	下全) 〔法17、	*				
	⇒ ()				
	⑨ 重大な	な消防用設備等(未設置・過半未設置・重大な機能不全)	[法17-1、令11、	令12、令21、条例〕				
	$\Rightarrow \Box$	屋内消火栓設備 ロスプリンクラー設備	□自動火災報知割	3 備				
	l	用設備等の点検・報告 [法17の3の3]	tota mile medical lama etc. N					
		備点検を実施し、その結果(総合点検)を所轄の	消防署へ報告す	ること。				
		 設備等の不備事項改修 〔法17-1、法17-3〕 防用設備等の不備事項は早急に改修すること。						
w L		の設備設置に関しては、消防設備士に依頼し消防法と	ア海ム子てトニアミ	ル無子なっし				
	_ HL (0) ((3)	少政備政権に関しては、信例政権工作体制し信例伝		又巨りること。				
その								
他								
	1 判定機		け該当かし					
備	1	が「○」は適、「<」は不適、「一」は便宜未美地、「/」」 報告書提出期限(年 月 日)提出先(那覇)				
考	2. 以下等 3. 問合せ		114	,				
₩.	l i							
恢進]	ム云・理知	書受領者 職・氏名:						

「改正前 別記]

第6号様式(第23条関係)

那消 第 号

[略]

(教示)

1 審查請求

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、書面で那覇市長(消防局長)に対して審査請求することができます。なお、この処分があったことを知った翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると、原則として、審査請求することができなくなります。

[略]

[改正後 別記]

第6号様式(第23条関係)

那覇市消防達第 号

「略]

(教示)

1 審査請求

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、書面で那覇市長に対して審査請求することができます。なお、この処分があったことを知った翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると、原則として、審査請求することができなくなります。

[略]

[改正前 別記]

第7号様式(第24条関係)

那消 第 号

[略]

(教示)

1 審査請求

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、書面で那覇市長(消防局長)に対して審査請求することができます。なお、この処分があったことを知った翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると、原則として、審査請求することができなくなります。

[略]

[改正後 別記]

第7号様式(第24条関係)

那覇市消防達第 号

[略]

(教示)

1 審査請求

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、書面で那覇市長に対して審査請求することができます。 なお、この処分があったことを知った翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると、原則として、審査請求することができなくなります。

那覇市消防局訓令第6号 令 和 6 年 3 月 25 日 公 表 済

那覇市火災予防違反処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市消防局局長 照屋 雅浩

那覇市火災予防違反処理規程の一部を改正する訓令

那覇市火災予防違反処理規程(令和元年那覇市消防局訓令第9号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[第6号様式 別記]	[第6号様式 別記]
[第7号様式 別記]	[第7号様式 別記]
[第8号様式 別記]	[第8号様式 別記]
[第9号様式 別記]	[第9号様式 別記]
[第10号様式 別記]	[第10号様式 別記]
[第11号様式 別記]	[第11号様式 別記]
[第16号様式 別記]	[第16号様式 別記]
[第17号様式 別記]	[第17号様式 別記]
[第22号様式 別記]	[第22号様式 別記]
[第23号様式 別記]	[第23号様式 別記]
[第24号様式 別記]	[第24号様式 別記]
[第29号様式 別記]	[第29号様式 別記]

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分を当該改正後部分を削る。
- 2 改正後部分に対応する改正部分」がない場合には、当該改正後部分を加える。

この訓令は、令和6年3月25日から施行する。

第6号様式(第13条関係)

「略

(教示)

1 審査請求

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、書面で那覇市長(消防局長)に対して審査請求することができます。なお、この処分があったことを知った翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると、原則として、審査請求することができなくなります。

[略]

[改正後 別記]

第6号様式(第13条関係)

[略]

(教示)

1 審査請求

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、書面で那覇市長に対して審査請求することができます。なお、この処分があったことを知った翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると、原則として、審査請求することができなくなります。

[略]

[改正前 別記]

第7号様式(第13条関係)

「略

(教示)

1 審査請求

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、書面で那覇市長(消防局長)に対して審査請求することができます。なお、この処分があったことを知った翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると、原則として、審査請求することができなくなります。

[略]

[改正後 別記]

第7号様式(第13条関係)

「略

(教示)

1 審查請求

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、書面で那覇市長に対して審査請求することができます。

なお、この処分があったことを知った翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると、原則として、審査請求することができなくなります。

第8号様式(第13条関係)

「略]

(教示)

1 審査請求

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、書面で那覇市長(消防局長)に対して審査請求することができます。なお、この処分があったことを知った翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると、原則として、審査請求することができなくなります。

[略]

[改正後 別記]

第8号様式(第13条関係)

[略]

(教示)

1 審査請求

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、書面で那覇市長に対して審査請求することができます。なお、この処分があったことを知った翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると、原則として、審査請求することができなくなります。

[略]

[改正前 別記]

第9号様式(第13条関係)

「略

(教示)

1 審査請求

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、書面で那覇市長(消防局長)に対して審査請求することができます。なお、この処分があったことを知った翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると、原則として、審査請求することができなくなります。

[略]

[改正後 別記]

第9号様式(第13条関係)

「略

(教示)

1 審查請求

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、書面で那覇市長に対して審査請求することができます。

なお、この処分があったことを知った翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると、原則として、審査請求することができなくなります。

第10式(第14条関係)

略

(教示)

1 審査請求

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、書面で那覇市長(消防局長)に対して審査請求することができます。なお、この処分があったことを知った翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると、原則として、審査請求することができなくなります。

[略]

[改正後 別記]

第10号様式(第14条関係)

[略]

(教示)

1 審査請求

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、書面で那覇市長に対して審査請求することができます。 なお、この処分があったことを知った翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると、原則として、審査請求することができなくなります。

[略]

[改正前 別記]

第11号様式(第14条関係)

「略]

(教示)

1 審査請求

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、書面で那覇市長(消防局長)に対して審査請求することができます。なお、この処分があったことを知った翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると、原則として、審査請求することができなくなります。

[略]

[改正後 別記]

第 11 号様式(第 14 条関係)

「略

(教示)

1 審査請求

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、書面で那覇市長に対して審査請求することができます。

なお、この処分があったことを知った翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると、原則として、審査請求することができなくなります。

第16号様式(第19条関係)

那消 第 号

「略]

(教示)

1 審査請求

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、書面で那覇市長(消防局長)に対して審査請求することができます。なお、この処分があったことを知った翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると、原則として、審査請求することができなくなります。

「略

[改正後 別記]

第16号様式(第19条関係)

那覇市消防達第 号

「略]

(教示)

1 審査請求

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、書面で那覇市長に対して審査請求することができます。 なお、この処分があったことを知った翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると、原則として、審査請求することができなくなります。

「略

[改正前 別記]

第17号様式(第20条関係)

那消 第 号

[略]

(教示)

1 審査請求

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、書面で那覇市長(消防局長)に対して審査請求することができます。なお、この処分があったことを知った翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると、原則として、審査請求することができなくなります。

[略]

「改正後 別記]

第 17 号様式(第 20 条関係)

那覇市消防達第 号

[略]

(教示)

1 審査請求

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、書面で那覇市長に対して審査請求することができます。

なお、この処分があったことを知った翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると、原則として、審査請求することができなくなります。

[略]

「改正前 別記]

第22号様式(第25条関係)

「略]

(教示)

1 審査請求

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、書面で那覇市長(消防局長)に対して審査請求することができます。なお、この処分があったことを知った翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると、原則として、審査請求することができなくなります。

[略]

「改正後 別記]

第22号様式(第25条関係)

「略]

(教示)

1 審査請求

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、書面で那覇市長に対して審査請求することができます。 なお、この処分があったことを知った翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると、原則として、審査請求することができなくなります。

[略]

「改正前 別記]

第23号様式(第25条関係)

「略]

(教示)

1 審査請求

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、書面で那覇市長(消防局長)に対して審査請求することができます。なお、この処分があったことを知った翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると、原則として、審査請求することができなくなります。

[略]

「改正後 別記]

第23号様式(第25条関係)

[略]

(教示)

1 審查請求

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起 算して3月以内に、書面で那覇市長に対して審査請求することができます。 なお、この処分があったことを知った翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると、原則として、審査請求することができなくなります。

「略〕

[改正前 別記]

第 24 号様式(第 25 条関係)

「略」

(教示)

1 審査請求

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、書面で那覇市長<u>(消防局長)</u>に対して審査請求することができます。なお、この処分があったことを知った翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると、原則として、審査請求することができなくなります。

[略]

「改正後 別記]

第24号様式(第25条関係)

「略

(教示)

1 審查請求

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、書面で那覇市長に対して審査請求することができます。 なお、この処分があったことを知った翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると、原則として、審査請求することができなくなります。

[略]

「改正前 別記]

第29号様式(第26条関係)

[略]

(教示)

1 審査請求

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、書面で那覇市長(消防局長)に対して審査請求することができます。なお、この処分があったことを知った翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると、原則として、審査請求することができなくなります。

[略]

[改正後 別記]

第29号様式(第26条関係)

[略]

(教示)

1 審査請求

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、書面で那覇市長に対して審査請求することができます。

なお、この処分があったことを知った翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると、原則として、審査請求することができなくなります。

上下水道局規程

那覇市上下水道局規程第4号 令 和 6 年 3 月 27 日 公 布 游

那覇市上下水道局債権の管理に関する規程を次のように定める。

那覇市上下水道事業管理者 上下水道局長 屋比久 猛義

那覇市上下水道局債権の管理に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、那覇市債権管理条例(令和6年那覇市条例第3号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(水道料金等の債権の放棄)

第2条 条例第9条第1項第8号の規定による水道料金及び再生水料金の債権の放棄は、消滅時効の起算日から5年を経過したときに行うものとする。

(市規則の例による事項)

第3条 前条に定めるもののほか、条例の施行に関する事項については、那覇市債権 管理条例施行規則(令和6年那覇市規則第3号)の規定の例によるものとする。 (補則)

第4条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、上下水道事業管理者が別に定める。

付 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

那覇市上下水道局規程第5号 令和6年3月27日 公布

那覇市上下水道局局議規程の一部を改正する規程を次のように定める。

那覇市上下水道事業管理者 上下水道局長 屋比久 猛義

那覇市上下水道局局議規程の一部を改正する規程

那覇市上下水道局局議規程(平成4年那覇市水道局規程第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後							
(構成)	(構成)							
第3条 会議は、管理者、部長、副部長、参事、課長、担当副参事及び副参事で構成する。	第3条 会議は、管理者、部長、副部長、参 事、課長 <u>室長</u> 、担当副参事及び副参事 で構成する。							
- 備孝 改正後の爛中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正								

備考 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正 前の欄中下線が引かれた部分がない場合には、当該改正後部分を加える。

付 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

那覇市上下水道局規程第6号 令 和 6 年 3 月 27 日 公 布 済

那覇市上下水道局備品管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

那覇市上下水道事業管理者上下水道局長 屋比久 猛義

那覇市上下水道局備品管理規程の一部を改正する規程

那覇市上下水道局備品管理規程(平成15年那覇市水道局規程第6号)の一部を次のように 改正する。

改正前	改正後
(備品の定義)	(備品)
第2条 備品とは、次に掲げる区分のものを	 第2条 - 備品とは、耐用年数1年以上、かつ、
<u>いう。</u>	取得価格(購入によるものは購入に要し
	た価格、寄贈によるものは見積価格又は
	評価額をいう。)が1万円以上10万円未満
	<u>のものをいう。</u>
(1) 耐用年数1年以上、かつ、取得価格	
(購入によるものは購入に要した価格、	
寄贈によるものは見積価格又は評価額	
をいう。)が1万円以上10万円未満のも	
の。ただし、同条第3項に規定する別表	
に定める分類のうち、机類、椅子類、	
収納庫類、電算機械器具類は取得価格	
にかかわらず備品とする。	
(2) 図書にあっては1品の取得価格が5,	
<u>000円以上のもの</u>	
2 [略]	2 [略]
3 第1項第1号の備品を、別表により分類し	3 <u>備品は</u> 、別表により分類し管理する。
管理する。	
<u>(台帳等)</u>	(台帳)
第3条 各課の長は、次に掲げる台帳等を備	第3条 各課の長は、 <u>備品台帳</u> を備え、備品
え、備品の登録等の記録をし、整理しな	の登録等の記録をし、整理しなければな
ければならない。	らない。
(1) 備品台帳(第1号様式)	
(2) 図書原簿(第2号様式)	
(移管)	(移管)
第4条 [略]	第4条 [略]

(不要備品の処理)

Į, γ°

第5条 各課の長は、所管に属する備品で不

保有する課に対し備品移管依頼書(第3号

様式)により依頼し行わなければならな

2 移管は、備品の移管を受ける課の長が、 2 移管は、備品の移管を受ける課の長が、 保有する課に対し備品移管依頼書により 依頼し行わなければならない。

要となったものについては、備品引継書 (第4号様式)により総務課長へ引継ぐも のとする。

- 2 引継ぎ終了後は、速やかに双方の備品台 帳にその旨を記載しなければならない。 (廃棄)
- 傷が著しく使用に耐えないと認め、かつ、 財産的価値を有しないと認めたものにつ いては、備品廃棄書(第5号様式)により廃 棄処分することができる。
- 2 [略]

<u>(その他)</u>

第7条 [略]

第1号様式[略]

第2号様式[略]

第3号様式[略]

第4号様式[略]

第5号様式[略]

(廃棄)

第6条 各課の長は、所管に属する備品で損│第5条 各課の長は、所管に属する備品で損 傷が著しく使用に耐えないと認め、かつ、 財産的価値を有しないと認めたものにつ いては、備品廃棄書により廃棄処分する ことができる。

2 [略]

(様式)

第6条 この規程の施行に関し必要な文書 の様式は、上下水道事業管理者が定める。 (補則)

第7条 [略]

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄 中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分 を当該改正後部分に改める。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 3 改正前の欄中の様式(以下「改正様式」という。)の表示に対応する改正後の欄中の様 式の表示がない場合には、当該改正様式を削る。
- 4 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。

付 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

那覇市上下水道局規程第7号 令 和 6 年 3 月 27 日 公 布 済

那覇市上下水道局徴収事務委託規程の一部を改正する規程を次のように定める。

那覇市上下水道事業管理者上下水道局長 屋比久 猛義

那覇市上下水道局徴収事務委託規程の一部を改正する規程

那覇市上下水道局徴収事務委託規程(平成16年那覇市水道局規程第8号)の一部を次のよ うに改正する。

改正前

那覇市上下水道局徵収事務委託規程

第1条 この規程は、地方公営企業法(昭和 | 27年法律第292号) 第33条の2及び地方公 営企業法施行令(昭和27年政令第403号。 以下「令」という。)第26条の4の規定に 基づき、那覇市水道事業及び下水道事業 に係る公金の徴収並びに収納事務(以下 「徴収事務等」という。)を私人に委託す ることに関し必要な事項を定めるものと する。

(委託の基準)

(趣旨)

- 第2条 上下水道事業管理者(以下「管理者」 という。)は、<u>次に掲げる基準に</u>該当する 場合に徴収事務等を委託する。
 - (1) 徴収事務等を委託することにより、 水道事業及び下水道事業の収入の確保 及び住民の便益の増進に寄与し、水道 事業及び下水道事業の経済性がよりよ く発揮されると認められる場合
 - (2) 徴収事務等を受任する私人が任務 を遂行するのに十分な能力を有し、か つ、徴収した水道料金等の保管が安全 であると認められる場合
- 2 前項に規定するもののほか、管理者は、 必要に応じ委託の基準を別に定めること ができる。

(委託契約)

第3条 管理者は、管理者から徴収事務等の 第3条 管理者は、指定公金事務取扱者と次

改正後

那覇市上下水道局公金事務委託規程 (趣旨)

第1条 この規程は、地方公営企業法(昭和 27年法律第292号。以下「法」という。)第 33条の2において準用する地方自治法(昭 和22年法律第67号。以下「自治法」とい う。)第243条の2第1項の規定に基づき、 公金事務(法第33条の2において準用する 自治法第243の2第1項の公金事務をいう。 以下同じ。)を指定公金事務取扱者(同条 第2項の指定公金事務取扱者をいう。以下 同じ。)に委託することに関し必要な事項 を定めるものとする。

(指定公金事務取扱者の要件)

- 第2条 上下水道事業管理者(以下「管理者」 という。)は、<u>次の各号に掲げる要件のい</u> ずれにも該当する場合に公金事務を委託 することができる。
 - (1) 地方公営企業法施行令(昭和27年政 令第403号。以下「令」という。) 第26条 の4第2項において準用する地方自治法 施行令(昭和22年政令第16号。以下「自 治令」という。)第173条各号に掲げる 要件のいずれにも該当すること。
 - (2) 水道事業及び下水道事業の収入の 確保及び住民の便益の増進に寄与する と認められる歳入として管理者が定め るものに該当すること。

(委託契約)

委託を受けた者(以下「受託者」という。) を決定したときは、次に掲げる事項を記 載した契約書により徴収事務等の委託に 関する契約を締結するものとする。

 $(1) \sim (3)$ 「略]

(4) 再委託等の禁止

(5)~(8) [略] (告示)

きは、令第26条の4第1項の規定に基づき、 次の各号に掲げる事項を告示するものと する。これらの事項に変更を生じたとき も同様とする。

(1) 受託者の住所及び氏名

(2) [略]

(3) 委託内容

(4) [略]

(委託業務の範囲)

に掲げるとおりとする。

 $(1) \sim (3)$ 「略]

(4) 未納の水道料金等の収納事務

(5) 収納業務

(6) 水道料金等以外で水道事業又は下 水道事業に係る収納金で管理者が指定 するもの

(7) [略]

(公金の収納方法)

- したときは、受託者の領収印を押印した 領収書を当該納入者に交付しなければな らない。

に掲げる事項を記載した契約書により公 金事務の委託に関する契約を締結するも のとする。

(1)~(3) 「略]

 $(4) \sim (7)$ [略]

(告示)

第4条 管理者は、<u>徴収事務等</u>を委託したと 第4条 管理者は、<u>公金事務</u>を委託したとき は、法第33条の2において準用する自治法 第243条の2第2項に定めるもののほか、次 <u>に</u>掲げる事項を告示するものとする。

(1) [略]

(2) [略]

(委託業務の範囲)

第5条 委託の対象とする徴収事務等は、次 第5条 委託の対象とする公金事務は、次に 掲げるとおりとする。

(1)~(3) 「略]

- (4) 水道料金等、加入金及び手数料の収 納に関する事務
- (5) 水道料金等及び手数料に係る督促 手数料の収納に関する事務
- (6) 水道料金等、加入金及び手数料に係 る遅延損害金及び延滞金の収納に関す
- (7) 前3号に掲げる収入の誤納又は過納 となった金額の払戻しに関する事務

(8) [略]

(公金の収納方法)

- 第6条 受託者は、公金を徴収し、又は収納 | 第6条 指定公金事務取扱者は、公金を徴収 し、又は収納したときは、指定公金事務 <u>取扱者</u>の領収印を押印した領収書を当該 納入者に交付しなければならない。
- 2 受託者は、前項の領収印について、その 2 指定公金事務取扱者は、前項の領収印に 印影様式をあらかじめ管理者に届けなけ ついて、その印影様式をあらかじめ管理

<u>れば</u>ならない。これを変更しようとする ときも同様とする。

(公金の払込方法)

- 第7条 令第26条の4第2項の規定に基づき、 受託者は、収納した公金を管理者が定め る期日までに、那覇市上下水道局会計規 程第6条第2項に規定する出納取扱金融機 関又は収納取扱金融機関で払い込まなけ ればならない。
- 払込みをするときは、その都度、その内 容を示す計算書等を速やかに管理者に提 示しなければならない。

(徴収事務等従事者)

- (以下「徴収事務等従事者」という。)の 氏名、住所、生年月日を事前に書面によ り管理者に届け出なければならない。
- いと認めるときは、受託者に当該徴収事 務等従事者の変更を求めることができ る。

(徴収事務等従事者証の交付等)

- 第9条 管理者は、徴収事務等従事者に対し て徴収事務等従事者証(第1号様式)を交 付する。
- 事務等に従事させるときは、常に徴収事 務等従事者証をはい用させなければなら ない。

(検査)

定に基づき、定期又は臨時に、受託者の 保管する当該委託業務に係る金銭及び領 収書その他の書類を検査するものとす る。

者に届け出なければならない。これを変 更しようとするときも同様とする。

(公金の払込方法)

- 第7条 今第26条の4第2項において準用す る自治令第173条の2第2項の規定により、 指定公金事務取扱者は、収納した公金を 管理者が定める期日までに、那覇市上下 水道局会計規程(平成26年那覇市上下水 道局規程第6号)第6条第2項に規定する出 納取扱金融機関又は収納取扱金融機関で 払い込まなければならない。
- 2 受託者は、前項の規定に基づき、公金の 2 指定公金事務取扱者は、前項の規定によ り、公金の払込みをするときは、その都 度、その内容を示す計算書等を速やかに 管理者に提出しなければならない。

(公金事務従事者)

- 第8条 受託者は、徴収事務等に従事する者 | 第8条 指定公金事務取扱者は、公金事務に 従事する者(以下「<u>公金事務従事者</u>」とい う。)の氏名、住所、生年月日を事前に書 面により管理者に届け出なければならな V 10
- 2 管理者は、徴収事務等従事者が適当でな | 2 管理者は、公金事務従事者が適当でない と認めるときは、指定公金事務取扱者に 当該公金事務従事者の変更を求めること ができる。

(公金事務従事者証の交付等)

- |第9条 管理者は、公金事務従事者に対して 公金事務従事者証を交付する。
- 2 受託者は、徴収事務等従事者をして徴収 2 指定公金事務取扱者は、公金事務従事者 をして公金事務に従事させるときは、常 に公金事務従事者証をはい用させなけれ ばならない。

(検査)

第10条 管理者は、令第26条の4第3項の規|第10条 管理者は、定期又は臨時に、指定 公金事務取扱者の保管する当該委託業務 に係る金銭及び領収書その他の書類を検 査するものとする。

(事務引継)

第11条 受託者は、委託期間満了後引き続 | 第11条 指定公金事務取扱者は、委託期間 き契約を締結しないとき、又は契約の解 除があったときは、直ちに委託を受けた 徴収事務等に関する一切の事務を整理 し、管理者に引き継がなければならない。

(秘密の保持)

- む。)は、業務上知り得た一切の情報を外 部に漏らし、又は他の目的に利用しては ならない。
- 2 前項の秘密の保持に関する義務は、契約 2 前項に規定する秘密の保持に関する義 終了後(徴収事務等従事者にあっては離 職後)もまた同様とする。

(雑則)

<u>第13条</u> [略]

第1号様式(第9条関係) [略]

(事務引継)

満了後引き続き契約を締結しないとき、 又は契約の解除があったときは、直ちに 委託を受けた公金事務に関する一切の事 務を整理し、管理者に引き継がなければ ならない。

(秘密の保持)

- 第12条 受託者(徴収事務等従事者を含 | 第12条 指定公金事務取扱者(公金事務従 事者を含む。)は、業務上知り得た一切の 情報を外部に漏らし、又は他の目的に利 用してはならない。
 - 務は、契約終了後(公金事務従事者にあっ ては離職後)もまた同様とする。

(様式)

第13条 この規程の施行に関し必要な文書 の様式は、管理者が定める。

(補則)

第14条 [略]

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄 中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を 当該改正後部分に改める。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 3 条名等を「~」で結んでいる場合には、これらの条名等及びこれらの条名等の間にあ る全ての条名等を順次示したものとする。
- 4 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 5 改正前の欄中の様式(以下「改正様式」という。)の表示に対応する改正後の欄中の様 式の表示がない場合には、当該改正様式を削る。

付 則

(施行期日)

1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方自治法の一部を改正する法律(令和5年法律第19号)附則第3条第3項の規定により行 わせることができることとされた事務については、令和8年3月31日までの間は、なお従 前の例による。
- 3 この規程の施行後においてもなお当分の間、この規程の施行前の徴収事務等従事者証

又はこれを適宜修正した様式を使用することができる。

那覇市上下水道局規程第8号 令 和 6 年 3 月 27 日 公 布 済

那覇市上下水道局契約事務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

那覇市上下水道事業管理者上下水道局長 屋比久 猛義

那覇市上下水道局契約事務規程の一部を改正する規程

那覇市上下水道局契約事務規程(平成17年那覇市水道局規程第1号)の一部を次のように 改正する。

改正前

(入札保証金)

第6条 地方公営企業法施行令(昭和27年政 | 第6条 地方公営企業法施行令(昭和27年政 令第403号。以下「令」という。)第21条 の15第1項の管理規程で定める入札保証 金の額は、入札金額(単価による入札にあ っては、入札金額に予定数量を乗じて得 た額)の100分の5以上に相当する額とす る。

2 「略]

(落札者が契約を締結しないとき)

第18条 「略]

2 前項の場合において、管理者は、令第2 1条の14第1項第9号及び第3項の規定によ り随意契約をすることができる。

(随意契約によることができる限度額)

第22条 令第21条の14第1項第1号の規定に より定める額は、次の表の左欄に掲げる 契約の種類に応じ、それぞれ同表右欄に 定める額とする。

[表 略]

(随意契約に係る公表)

第23条 今第21条の14第1項第3号及び第4 <u>号の規定により</u>定める手続は、次に掲げ るとおりとする。

 $(1) \sim (3)$ 「略]

(契約保証金)

第30条 令第21条の15の規定によりこの規 程で定める契約保証金の額は、契約金額 の100分の10以上に相当する額とする。

2~3 「略]

改正後

(入札保証金)

令第403号。以下「令」という。)第21条 の14の規定により管理規程で定める入札 保証金の額は、入札金額(単価による入札 にあっては、入札金額に予定数量を乗じ て得た額)の100分の5以上に相当する額 とする。

2 「略]

(落札者が契約を締結しないとき)

第18条 [略]

2 前項の場合において、管理者は、令第2 1条の13第1項第9号及び第3項の規定によ り随意契約をすることができる。

(随意契約によることができる限度額)

第22条 令第21条の13第1項第1号の管理規 程で定める額は、次の表の左欄に掲げる 契約の種類に応じ、それぞれ同表右欄に 定める額とする。

[表 略]

(随意契約に係る公表)

第23条 今第21条の13第1項第3号及び第4 <u>号の管理規程で</u>定める手続は、次に掲げ るとおりとする。

 $(1) \sim (3)$ 「略]

(契約保証金)

第30条 令第21条の14の規定により管理規 程で定める契約保証金の額は、契約金額 の100分の10以上に相当する額とする。

2~3 [略]

備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後 の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正 部分を当該改正後部分に改める。

付 則 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

那覇市上下水道局規程第9号 令 和 6 年 3 月 27 日 公 布 済

那覇市上下水道局会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

那覇市上下水道事業管理者上下水道局長 屋比久 猛義

那覇市上下水道局会計規程の一部を改正する規程

那覇市上下水道局会計規程(平成26年那覇市上下水道局規程第6号)の一部を次のように 改正する。

改正前 改正後

目次

第1章~第11章 [略]

<u>第12章</u> [略](<u>第139条</u>)

付則

(領収書の交付)

第32条 企業出納員、現金取扱員、出納取 扱金融機関、収納取扱金融機関及び法第3 3条の2の規定に基づき上下水道事業の業 務に係る公金の徴収又は収納の事務を受 託している者(以下「公金徴収事務等受託 者」という。)は、収入の納付を受けた場 合は、直ちに納付者に対して領収書を交 付しなければならない。

2 [略]

(収納金の取扱い)

第33条 [略]

- 2 「略]
- 3 公金徴収事務等受託者による収納金の 取扱いについては、那覇市上下水道局徴 収事務委託規程(平成16年那覇市水道局 規程第8号)第7条に定める。

(還付支払事務の委託)

- 対し還付の支払事務を委託する場合は、 収入の過誤納となった金額を払い戻すた め必要な資金を交付するものとする。
- 2 第48条の規定は、前項の規定により委託 2 第48条の規定は、指定公金事務取扱者が を受けた者(以下この条において「受託 者」という。)が還付を終えたときについ て準用する。この場合において、同条中 「資金前渡を受けた者」とあるのは「受 託者」と、「資金前渡金精算書」とある┃

目次

第1章~第11章 [略]

第12章 報告セグメント(第139条)

<u>第13章</u> [略](<u>第140条</u>)

付則

(領収書の交付)

第32条 企業出納員、現金取扱員、出納取 扱金融機関、収納取扱金融機関及び指定 公金事務取扱者(法第33条の2において準 用する地方自治法(昭和22年法律第67号) 第243条の2第2項の指定公金事務取扱者 をいう。以下同じ。)は、収入の納付を受 けた場合は、直ちに納付者に対して領収 書を交付しなければならない。

2 [略]

(収納金の取扱い)

第33条 [略]

- 2 「略]
- 3 指定公金事務取扱者による収納金の取 扱いについては、那覇市上下水道局公金 事務委託規程(平成16年那覇市水道局規 程第8号)第7条に定める。

(還付支払事務の委託)

- 第36条 今第21条の11の規定により私人に 第36条 指定公金事務取扱者に対し還付の 支払事務を委託する場合は、収入の過誤 納となった金額を払い戻すため必要な資 金を交付するものとする。
 - 還付を終えたときについて準用する。こ の場合において、同条中「資金前渡を受 けた者」とあるのは「指定公金事務取扱 者」と、「資金前渡金精算書」とあるの は「受託支出金精算書」と読み替えるも

のは「受託支出金精算書」と読み替えるものとする。

3 「略]

4 <u>受託者</u>は、<u>第1項の規定により</u>交付を受けた資金の支出については、定められた文書に証拠書類を添えて定期に管理者に報告しなければならない。

(証券納付の表示)

第38条 企業出納員、現金取扱員、出納取 扱金融機関、収納取扱金融機関及び公金 <u>徴収事務等受託者</u>は、納入義務者が証券 による納付をしたときは、納入通知書等 に「証券受領」の旨を表示するとともに、 証券の種類、金額及び記号番号を付記し なければならない。

(証券の支払拒絶等)

- 第39条 企業出納員、現金取扱員、出納取扱金融機関、収納取扱金融機関及び<u>公金</u> <u>徴収事務等受託者</u>は、納入義務者が収入の納付に用いた小切手の支払が確実でないと認める場合は、その受領を拒絶しなければならない。
- 2 企業出納員は、納入義務者から納付され た証券の支払が拒絶された旨の通知を出 納取扱金融機関及び収納取扱金融機関か ら受けた場合は、直ちに振替伝票を発行 し、現預金出納簿に記帳するとともに当 該振替伝票によって当該証券の支払の拒 絶を証する書類を添付して管理者の決裁 を受け、内訳簿及び収入予算執行整理簿 に記帳しなければならない。この場合に おいて、企業出納員が収納した証券(現金 取扱員及び公金徴収事務受託者が収納し たものを含む。)があるときは、直ちに当 該証券を納付した納入義務者に対して当 該証券の支払が拒絶され、かつ、当該収 入の納付が取り消された旨及び当該証券 を還付する旨を証券還付通知書により通 知しなければならない。
- 3 「略]

(請求書及び支出調書)

のとする。

3 「略]

4 <u>指定公金事務取扱者</u>は、交付を受けた資金の支出については、定められた文書に 証拠書類を添えて定期に管理者に報告しなければならない。

(証券納付の表示)

第38条 企業出納員、現金取扱員、出納取 扱金融機関、収納取扱金融機関及び<u>指定</u> 公金事務取扱者は、納入義務者が証券に よる納付をしたときは、納入通知書等に 「証券受領」の旨を表示するとともに、 証券の種類、金額及び記号番号を付記し なければならない。

(証券の支払拒絶等)

- 第39条 企業出納員、現金取扱員、出納取 扱金融機関、収納取扱金融機関及び<u>指定 公金事務取扱者</u>は、納入義務者が収入の 納付に用いた小切手の支払が確実でない と認める場合は、その受領を拒絶しなければならない。
- 2 企業出納員は、納入義務者から納付され た証券の支払が拒絶された旨の通知を出 納取扱金融機関及び収納取扱金融機関か ら受けた場合は、直ちに振替伝票を発行 し、現預金出納簿に記帳するとともに当 該振替伝票によって当該証券の支払の拒 絶を証する書類を添付して管理者の決裁 を受け、内訳簿及び収入予算執行整理簿 に記帳しなければならない。この場合に おいて、企業出納員が収納した証券(現金 取扱員及び指定公金事務取扱者が収納し たものを含む。)があるときは、直ちに当 該証券を納付した納入義務者に対して当 該証券の支払が拒絶され、かつ、当該収 入の納付が取り消された旨及び当該証券 を還付する旨を証券還付通知書により通 知しなければならない。
- 3 「略]

(請求書及び支出調書)

第42条の2 前条第1項の請求書及び支出調 書は、次に掲げる事項を備えていなけれ ばならない。

 $(1) \sim (7)$ 「略]

第42条の2 前条第1項の請求書及び支出調書は、次に掲げる事項を備えていなければならない。<u>ただし、第3号に掲げる事項の全部又は一部について、会計企業出納</u>員が認める場合は、この限りでない。

(1)~(7) [略]

第12章 報告セグメント

第139条 則第40条第2項の報告セグメント の区分は、水道事業及び下水道事業の各 事業ごとに単一のセグメントとする。

第13章 [略]

<u>第140条</u> [略]

<u>第12章</u> [略]

<u>第139</u>条 [略]

備考

- 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の 欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部 分を加える。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。

付 則

(施行期日)

1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方自治法の一部を改正する法律(令和5年法律第19号)附則第3条第3項の規定により行わせることができることとされた事務については、令和8年3月31日までの間は、なお従前の例による。

[改正前 別記]

別表第1(第2条、第3条関係)

区	取扱事務	委任事務		
1~2 [略]	1~2 [略]			
3 物品企業出納員 [略]				
	料金サービス課担当副参事	[略]		
	料金サービス課長が指定する職員			
	[略]			

「改正後 別記」

別表第1(第2条、第3条関係)

0.197.311 (31.0.76.1	. 310 VIVI NV		
区分及び企業出納員		取扱事務	委任事務
1~2 [略]			

3	物品企業出納員	[略]	
		料金サービス課長	[略]
		料金サービス課長が指定する職員	
		[略]	

那覇市上下水道局規程第 10 号 令 和 6 年 3 月 2 7 日 公 布 游

那覇市上下水道局会計年度任用職員の給与等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

那覇市上下水道事業管理者上下水道局長 屋比久 猛義

那覇市上下水道局会計年度任用職員の給与等に関する規程の一部を改正する規程

那覇市上下水道局会計年度任用職員の給与等に関する規程(令和2年那覇市上下水道局規程第6号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後	
(育児休業の承認を受けた会計年度任用 職員の給与)	(育児休業の承認を受けた会計年度任用 職員の給与)	
第4条 地方公務員の育児休業等に関する 法律(平成3年法律第110号)第2条第1項の 規定により育児休業の承認を受けた会計 年度任用職員には、当該育児休業をして いる期間の給与を支給しない。ただし、 期末手当については、この限りではない。	第4条 地方公務員の育児休業等に関する 法律(平成3年法律第110号)第2条第1項の 規定により育児休業の承認を受けた会計 年度任用職員には、当該育児休業をして いる期間の給与を支給しない。ただし、 期末手当 <u>及び勤勉手当</u> については、この 限りではない。	
備考 改正後の欄中下線が引かれた部分(以	下「改正後部分」という。)に対応する改正	

前の欄中下線が引かれた部分がない場合には、当該改正後部分を加える。

付 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第1号 令 和 6 年 4 月 1 日 掲 示 済

令和6年度水道メーターの賠償額について

那覇市水道給水条例第 17 条第 3 項の規定に基づき、水道メーターの賠償額について定めたので別紙のとおり告示する。

那覇市上下水道事業管理者上下水道局長 屋比久 猛義

令和6年度水道メーターの賠償額

品 名	口 径mm	金 額	備考
	13mm	8,160円	
水道メーター	20 mm	15,000円	
八垣/ /	2 5mm	15,700円	
	40mm	30,600円	
	50mm	172,000円	
	75mm	208,000円	
たて型ウォルトマン 水道メーター	100mm	263,000円	
	150mm	現物補償	
	200mm	現物補償	
	50mm	249,000円	
	75mm	288,000円	
たて型 電子式メ ー ター	100mm	346,000円	
	150mm	現物補償	
	200mm	現物補償	

算定根拠 令和6年度水道用資材(給水装置)統一単価表

期 間 令和6年4月1日 ~ 令和7年3月31日

那覇市上下水道局告示第2号 令 和 6 年 4 月 1 日 掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の有効期間満了について

下記6社について、有効期間更新の手続きを行わなかったことにより有効期間満了となるため、那覇市排水設備指定工事店規程第10条第3号に基づき告示する。

那覇市上下水道事業管理者上下水道局長 屋比久 猛義

記

	指定番号	指定工事店名	満了日	理由
1	517	共進技研	令和6年3月31日	有効期間満了のため
2	518	株式会社山口設備	令和6年3月31日	有効期間満了のため
3	362	有限会社クラウン工業	令和6年3月31日	有効期間満了のため
4	369	有限会社沖水	令和6年3月31日	有効期間満了のため
5	420	砂川設備工業株式会社	令和6年3月31日	有効期間満了のため
6	421	有限会社協築	令和6年3月31日	有効期間満了のため

以上

教育委員会規則

那覇市教育委員会規則第5号令和6年4月1日

公 布 済

那覇市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

那覇市教育委員会教育長 山城良嗣

那覇市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則

那覇市教育委員会の組織等に関する規則(平成15年那覇市教育委員会規則第1号)の一部 を次のように改正する。

改正前

(部、課等の設置)

第5条 事務局に置く部、課及び室は、次の | 第5条 [略] 表のとおりとする。

部	課	室
[略]		
学校教育部	[略]	
	学務課	
	[略]	

(職の設置)

第15条 [略]

2 前項に定めるもののほか、事務局に必要 に応じて置く職は、参事監、参事、担当 副参事、副参事、主幹、主査、教育相談 員主查、主任主事、主任技師、主任教育 相談員、主任栄養士、主事、技師、教育 相談員及び栄養士とする。

(職名及び職位)

第19条 那覇市職員定数条例(昭和47年那 覇市条例第74号)第2条第5号及び第6号に 定める教育委員会の職員の職名及びその 職位は、次の表のとおりとする。

職個	立	職名
[略]		
主	任	主任主事 主任技師 主任公民
級		館主事 主任教育相談員 社会
		教育主事 司書 主任栄養士
		主任調理員 主任運転手
主	事	主事 技師 公民館主事 教育
級		相談員 社会教育主事 司書
		栄養士 調理員 運転手 用務
		員

2 [略]

改正後

(部、課等の設置)

部	課	室
[略]		
学校教育部	[略]	
	学務課	学校支援室
	[略]	

(職の設置)

第15条 [略]

2 前項に定めるもののほか、事務局に必要 に応じて置く職は、参事監、参事、担当 副参事、副参事、主幹、主査、教育相談 員主查、主任主事、主任技師、主任教育 相談員、主任保健師、主任栄養士、主事、 技師、教育相談員、保健師及び栄養士と する。

(職名及び職位)

第19条 [略]

職位		職名
[略]		
主伯	£	主任主事 主任技師 主任公民
級		館主事 主任教育相談員 主任
		保健師 社会教育主事 司書
		主任栄養士 主任調理員 主任
		運転手
主事	펙	主事 技師 公民館主事 教育
級		相談員 保健師 社会教育主事
		司書 栄養士 調理員 運転
		手 用務員

2 [略]

(職務)

第20条 前条に掲げる職名の職務は、次の | 第20条 [略] 表のとおりとする。

職名			職務
[略]			
主任教育相談員	司書	教育	[略]
<u>相談員</u>			
[略]			

別表第1(第6条関係)

事務局の事務分掌

生涯学習部に関する事項

[略]

学校教育部に関する事項

「大致 月 pl () 医	
課	分掌事務
学校教育課	1~15 [略]
	16 学校環境の衛生管理
	<u>に関すること。</u>
	<u>17</u> [略]
	<u>18 日本スポーツ振興セ</u>
	ンターが実施する災害
	共済給付に関すること。
	<u>19~22</u> [略]
[略]	
学務課	1~6 [略]
	7 特別支援学級就学奨励
	<u>費</u> に関すること。
	8 [略]
[略]	

(職務)

職名	職務
[略]	
主任教育相談員 主任保健師	[略]
司書 教育相談員 保健師	
[略]	

別表第1(第6条関係)

事務局の事務分掌

生涯学習部に関する事項

学校教育部に関する事項

	「
課	分掌事務
学校教育課	1~15 [略]
	514.5
	16 [略]
	17- 00 [m/z]
5-44-7	<u>17~20</u> [略]
[略]	
学務課	1~6 [略]
	7 特別支援教育就学奨励
	費に関すること。
	8 [略]
	9 学校の衛生管理に関す
	<u>ること。</u>
	10 日本スポーツ振興セン
	ターが実施する災害共済
	<u>給付に関すること。</u>
	11 学校事務に関するこ
	<u>と。</u>
[略]	

備考

- 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の 欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部 分を加える。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改 める。
- 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。

4 条名等を「~」で結んでいる場合には、これらの条名等及びこれらの条名等の間にある全ての条名等を順次示したものとする。

付 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

那覇市教育委員会規則第6号 令 和 6 年 4 月 1 日 公 布 済

特別の勤務に従事する那覇市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

那覇市教育委員会教育長 山 城 良 嗣

特別の勤務に従事する那覇市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則の一部を改 正する規則

特別の勤務に従事する那覇市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則(平成5年那覇市教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後	
[別表 別記]	[別表 別記]	

備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の 欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分 を当該改正後部分に改める。

付 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表(第2条関係)

職員の範囲	週休日	勤務時間の割り振り	休憩時間
[略]			
図書館に勤務する職	[略]	1週38時間45分とし、その割り振り	[略]
員		は、所属長が定める。	
[略]			

[改正後 別記]

別表(第2条関係)

*** (21* = 21*12******			
職員の範囲	週休日	勤務時間の割り振り	休憩時間
[略]			
図書館に勤務する職	[略]	日曜日から土曜日まで	[略]
員		<u>(1) 8時30分から17時15分まで</u>	
		<u>(2) 9時30分から18時15分まで</u>	
		(3) 10時30分から19時15分まで	
		(1)から(3)までのうちから所属長	
		が定める。	
[略]		_	

教育委員会訓令

那覇市教育委員会教育長訓令第3号

 令和6年4月1日

 公布済

那覇市教育委員会教育長事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市教育委員会教育長 山城良嗣

那覇市教育委員会教育長事務決裁規程の一部を改正する訓令

那覇市教育委員会教育長事務決裁規程(平成3年那覇市教育委員会教育長訓令第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表第3 別記]	[別表第3 別記]

備考

- 1 表の改正規定において、改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。) 及び改正部分に係るけい線に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)及び改正後部分に係るけい線がない場合には、当該改正部分及び当該改正後部分に係るけい線を削る。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 3 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係るけい線に対応する改正部分 及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係 るけい線を加える。

付 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表第3(第5条関係)

事務局個別決裁事項

所属	事項		
[略]			
学校教	県費負担教職員の出張のうち、校長の県外及び3日を超え	る県内出張並 [略]	
育課	びにその他の職員の7日を超える出張の承認に関すること。		
	学校の環境衛生及び保健衛生の調査に関すること。	課長	
	児童及び生徒の災害事故及び感染症の報告に関すること	。 [略]	
	学校保健及び学校衛生に係る事項の処理に関す [略]		
	ること。		
	日本スポーツ振興センターに係る事項の処理に 重要	<u>部長</u>	
	<u>関すること。</u> <u>軽易</u>	課長	
[略]			
学務課	[略]		
	要保護及び準要保護児童生徒の認定に関すること。	[略]	
[略]		_	

[改正後 別記]

別表第3(第5条関係)

事務局個別決裁事項

所属	事項			
[略]				
学校教	県費負担教職員の出張のうち、校長の県外及び3日	を超える県内出張並	[略]	
育課	びにその他の職員の7日を超える出張の承認に関すること。			
	児童及び生徒の災害事故及び感染症の報告に関す	ること。	[略]	
	学校保健に係る事項の処理に関すること。	[略]		
[略]				
学務課	[略]			
	要保護及び準要保護児童生徒の認定に関すること	0	[略]	
	学校の衛生管理に係る事項の処理に関すること。		<u>課長</u>	
	日本スポーツ振興センターに係る事項の処理に	<u>重要</u>	<u> 部長</u>	
	関すること。	軽易	課長	
[略]				

選挙管理委員会告示

那覇市選挙管理委員会告示第 12 号 令 和 6 年 3 月 2 2 日 掲 示 済

那覇市選挙管理委員会委員長の退職について

那覇市選挙管理委員会委員長が退職したので、那覇市選挙管理委員会規程(昭和 47 年 10 月 31 日那覇市選挙管理委員会告示第 38 号)第 5 条の 2 の規定により、住所及び氏名を次のとおり告示する。

那覇市選挙管理委員会 委員長 日高 清義

氏 名 日高 清義

那覇市選挙管理委員会告示第 13 号 令 和 6 年 3 月 2 2 日 掲 示 済

那覇市選挙管理委員会委員長及び同職務代理者の住所及び氏名について

那覇市選挙管理委員会規程(昭和 47 年 10 月 31 日那覇市選挙管理委員会告示第 38 号)第2条第3項及び第4条の規定により、那覇市選挙管理委員会委員長及び同職務代理者の住所及び氏名を次のとおり告示する。

那覇市選挙管理委員会 委員長 日高 清義

委 員 長 氏 名 前原 常雄 (任期 令和6年3月23日から令和8年3月20日)

職務代理者 氏 名 平良 仁一 (任期 令和6年3月23日から令和8年3月20日)

監査委員告示

那覇市監査委員告示第1号 令和6年3月25日 掲 示 済

那覇市監査委員監査基準の一部を改正する基準を次のように定める。

那覇市監査委員上地英之同宮城哲同城間貞同前泊美紀

那覇市監査委員監査基準の一部を改正する基準

那覇市監査委員監査基準(令和2年監査委員告示第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(監査等の種類及びそれぞれの目的)	(監査等の種類及びそれぞれの目的)
第4条 監査等の種類及びそれぞれの目的	第4条 [略]
は、次に掲げるとおりとする。	
(1)~(8) [略]	(1)~(8) [略]
(9) 市長又は企業管理者の要求に基づ	(9) 市長又は企業管理者の要求に基づ
く職員の賠償責任に関する監査(<u>法第2</u>	く職員の賠償責任に関する監査(<u>法第2</u>
<u>43条の2の2第3項</u> 又は公企法第34条)	<u>43条の2の8第3項</u> 又は公企法第34条)
市長又は企業管理者の要求に基づき職	市長又は企業管理者の要求に基づき職
員が市に損害を与えた事実があるか監	員が市に損害を与えた事実があるか監
査すること。	査すること。
(報告の徴取)	(報告の徴取)
第8条 監査委員は、地方自治法施行令(昭	第8条 監査委員は、地方自治法施行令(昭
和22年政令第16号 <u>。以下「法施行令」と</u>	和22年政令第16号)第168条の4第3項又は
<u>いう。</u>)第168条の4第3項又は地方公営企	地方公営企業法施行令(昭和27年政令第4
業法施行令(昭和27年政令第403号)第22	03号)第22条の5第3項の規定により、指定
条の5第3項の規定により、指定金融機関	金融機関等に対する検査の結果につい

- 等に対する検査の結果について、会計管 理者又は企業管理者に対して報告を求め ることができる。
- 2 監査委員は、<u>法施行令第158条の2第5項</u> の規定により、<u>地方税の収納事務の受託</u> <u>者</u>に対する検査の結果について、会計管 理者に対して報告を求めることができ
- て、会計管理者又は企業管理者に対して 報告を求めることができる。
- 2 監査委員は、<u>法第243条の2第10項</u>の規定 により、<u>指定公金事務取扱者</u>に対する検 査の結果について、会計管理者に対して 報告を求めることができる。

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。